

# 福岡県森林環境税検討委員会報告書

平成29年7月

福岡県森林環境税検討委員会

## はじめに

福岡県では、木材価格の下落や賃金の上昇などにより、林業の収益性が悪化したため、長期間手入れがなされずに放置された森林が増加し、森林の有する公益的機能が十分に発揮されず、洪水や濁水、土砂災害等が発生する可能性が高まるなど、県民の安全・安心な暮らしへの影響が懸念されたため、平成 20 年度から「福岡県森林環境税」が導入されました。

導入後は、年間約 13 億円の税収が活用され、荒廃森林を健全な森林に再生する「荒廃森林再生事業」、海岸防風林における松くい虫被害の急増を受けて、被害のまん延を防止する「松くい虫被害対策強化事業」、県民自らが企画・立案し、実行する「森林づくり活動公募事業」などの取組が実施されてきました。

これらの取組により、平成 28 年度末時点で、約 2 万 4 千ヘクタールの荒廃森林が再生され、水源かん養や土砂災害防止など、森林の持つ公益的機能が回復しています。

また、森林づくり活動については、9 年間の参加者数が延べ 10 万人を超え、都市住民等による植樹活動が各地に広がるなど、森林を県民共有の財産として守り育てる気運も年々高まっています。

一方で、森林・林業を取り巻く情勢は、木材価格の下落が続くなど、より厳しさを増しており、今後新たに荒廃森林が発生することが懸念されています。

こうした中、森林環境税条例の施行後 11 年目となる平成 30 年度以降の森林環境税について具体的な検討を行うため、平成 28 年 10 月に学識経験者や市町村、関係団体、経済界、消費者代表など幅広い分野の有識者からなる「福岡県森林環境税検討委員会」が設置されました。

全 6 回の検討委員会で、協議・検討を重ねるとともに、アンケート調査やパブリックコメントを通じ、県民から広く意見を伺ってまいりました。

その結果、「1 森林環境税導入の経緯、2 森林環境税の収入状況等、3 森林環境税を活用した事業と成果、4 森林・林業を取り巻く情勢、5 県民の意見等」の状況を総合的に判断すると、「森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いており、県民の安全・安心な暮らしを支えるため、福岡県森林環境税を継続して、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施していくことが適当」との結論に至りました。本報告書は、「福岡県森林環境税検討委員会」におけるこうした検討内容をとりまとめたものです。

今後、この報告書を通じ、荒廃森林の再生と新たな荒廃森林の発生を未然に防ぐための具体的な施策や課税の在り方等について、県民の理解と協力が得られ、公益的機能を持続的に発揮できる緑豊かな森林が次世代に引き継がれることを切に期待します。

平成 29 年 7 月

福岡県森林環境税検討委員会

## 目 次

<b>1 森林環境税導入の経緯</b>	<b>1</b>
(1) 導入の経緯	
(2) 導入後5年目の検討結果	
<b>2 森林環境税の収入状況等</b>	<b>5</b>
(1) 税の仕組み	
(2) 収入状況	
(3) 基金の状況	
<b>3 森林環境税を活用した事業と成果</b>	<b>8</b>
(1) 荒廃した森林の再生	
(2) 県民参加の森林 <sup>もり</sup> づくりの推進	
<b>4 森林・林業を取り巻く情勢</b>	<b>25</b>
(1) 森林資源、木材価格等	
(2) 森林・林業行政の基本的な方向と取組状況	
(3) 森林の荒廃	
(4) 各都道府県の森林環境税の動向	
(5) 森林吸収源対策のための税の動向	
<b>5 県民の意見等</b>	<b>34</b>
(1) シンポジウム みんなで考えよう「ふくおかの森林 <sup>もり</sup> 」	
(2) 市町村、関係団体等への説明会	
(3) パブリックコメント	
<b>6 今後の森林環境税の在り方</b>	<b>42</b>
(1) 今後必要な施策	
(2) 課税の在り方	
<b>【参考資料】</b>	<b>46</b>
資料1 福岡県森林環境税条例	
資料2 福岡県森林環境税基金条例	
資料3 福岡県森林環境税検討委員会設置要綱	
資料4 福岡県森林環境税検討委員会の経過	
資料5 中間報告に対するパブリックコメントの結果	
資料6 森林・林業に係る主な一般対策	

# 1 森林環境税導入の経緯

## (1) 導入の経緯

### <森林の役割>

健全な森林は、洪水や渇水を緩和し水質を浄化する水源かん養機能、土砂の流出や崩壊を防ぐ土砂災害防止機能、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収固定する地球環境保全機能など様々な公益的機能を有し、県民生活に多くの恵みを与えてくれます。

### <荒廃した森林とその影響>

従来森林は、植林し、下刈りや間伐などの手入れを行い、木が成熟した後伐採するといった林業活動の循環により管理され、様々な公益的機能が発揮されてきました。

しかし、木材価格の下落による林業の採算性の悪化や林業就業者の減少・高齢化などに伴い、間伐などの手入れが行われずに放置され、荒廃した森林が増加しました。

荒廃した森林は、木が密生して林内に日光が差し込まないために下草が生えず、降雨によって土壌が失われ、木の根がむき出しなどの状態となります。

このため、荒廃した森林からは土砂が流出するだけではなく、山腹崩壊などの大規模な土砂災害が発生する可能性が高まり、洪水や渇水の恐れもあるなど、県民生活への多大な影響が懸念されました。

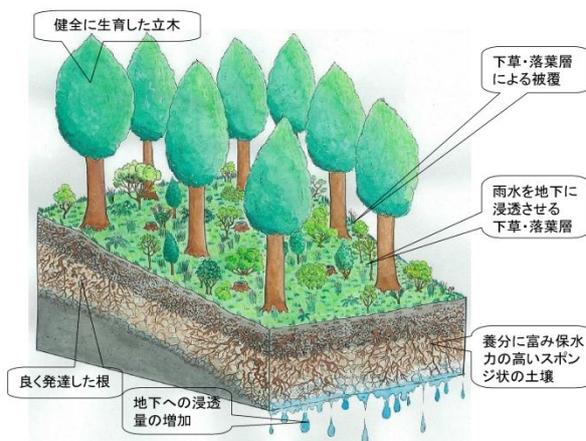
さらに、森林はいったん被害を受けると、健全な状態に回復させるために長い年月と費用が必要となることから、災害を未然に防ぐためにも荒廃した森林の早急な再生が求められました。

### <新たな施策の検討>

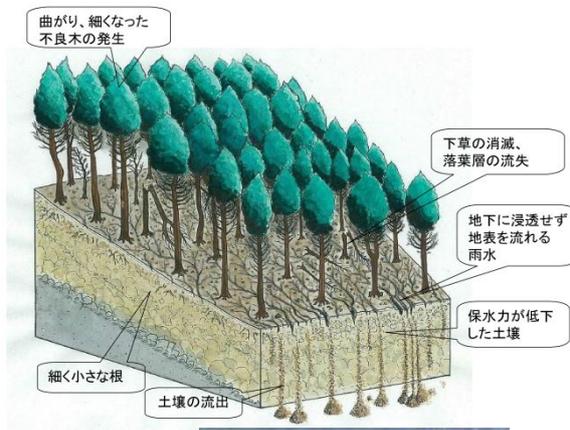
県は、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられなくなったことを踏まえ、森林再生の具体的な検討を行うため、平成 18 年 4 月に外部の有識者による「森林環境税（仮称）検討委員会」を設置しました。

この委員会において検討が行われた結果、荒廃した森林を再生するためには新たな施策に取り組む必要があり、そのためには森林の有する公益的機能の恩恵を

資料 1-1 健全な森林のイメージ



資料 1-2 荒廃した森林のイメージ



県内ダムの渇水状況  
(平成 17 年 6 月)

受ける県民に広く公平に税負担を求めることが適当であるとの結論に至りました。

また、県内の荒廃した森林 29,000ha（推計）の再生に要する期間は、労働力を考慮し、10年間を目標とされました。

さらに、県民に対して、新たな施策の必要性やその効果等について様々な媒体を通じて情報発信を行うとともに、森林に親しみ、森林の重要性を認識していただくために、森林ボランティア活動等を支援する県民参加による森林づくりを推進すべきとし、平成18年11月、これらの検討結果をとりまとめた報告書が県に提出されました。



委員会の開催状況  
(平成18年4月)

### <森林環境税の導入>

県では、委員会の報告書や県民アンケート、パブリックコメントの結果も踏まえ、森林の有する公益的機能を将来にわたって維持するためには、荒廃した森林の再生等に早急に着手すべきと判断し、その財源を確保するため、平成18年12月に「福岡県森林環境税条例」及び「福岡県森林環境税基金条例」を制定し、平成20年4月から森林環境税を導入しました。



シンポジウムの開催状況  
(平成18年6月)

#### 【参考】

- ・平成14年10月、九州地方知事会は「森林保全に関する税」についての研究を始め、各県の個別の状況に応じて検討を進めることが望ましいとされた。
- ・平成16年10月、福岡県においても、関係各部からなる「森林保全等のための税のあり方研究会」を設置し、森林保全のための新たな施策の方向性や税導入の必要性、税収の使途について研究を行った。
- ・平成18年4月、外部有識者からなる「森林環境税（仮称）検討委員会」を設置し、県民全体で森林を守り育て、健全な形で次世代に引き継いでいくため、森林再生のための新たな施策やその負担の考え方について、約半年にわたり検討がなされた。
- ・平成18年11月、「森林環境税（仮称）検討委員会」から提出された報告書や県民アンケート調査の結果等を踏まえ、県民の安全・安心な生活環境を守るため、早急に荒廃した森林の再生に着手すべきと判断した。
- ・平成18年12月、福岡県議会にて「福岡県森林環境税条例案」及び「福岡県森林環境税基金条例案」が提案、可決された。
- ・平成19年10月5日、「福岡県森林環境税条例（平成18年福岡県条例第62号）の施行期日を定める規則の制定」により、平成20年4月1日からの施行が決定された。
- ・平成20年4月1日、「福岡県森林環境税条例」及び「福岡県森林環境税基金条例」が施行された。

## (2) 導入後5年目の検討結果

森林環境税については、森林環境税条例の附則第4項において、この条例の施行後5年を目途として、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨規定されていました。

このため、5年目となる平成24年度に、これまでの森林環境税の収入状況や事業の成果等を検証し、今後の在り方に関する検討結果がとりまとめられました。

以下は、その検討結果です。

### <平成20～23年度までの4年間の事業の成果>

荒廃森林再生事業により、平成20～23年度の4年間に荒廃森林9,895ha（ヤブオクドーム約1,400個分）の間伐等を実施し、水源かん養や土砂災害防止など森林の有する公益的機能が回復傾向にあります。

また、山村地域における雇用創出や、作業路が開設された周辺森林では林業経営者等が適期に低コストで木材を搬出することも可能になるなどの効果も上がっています。

さらに、森林づくり活動公募事業による森林づくり活動への参加者数は、平成20～23年度の4年間で延べ4万人を超え、県民の森林を守り育てる気運は着実に高まっています。

### <県民の意見等>

県民からは、森林環境税の仕組みや事業成果に対する評価、針広混交林や広葉樹林による整備の導入、事業の内容や実績に関する広報内容の充実などの意見がありました。

外部の有識者による森林環境税事業評価委員会からは、これまでの事業の成果としては高く評価、荒廃森林の再生や県民参加の森林づくりを引き続き推進すべきなどの提言がありました。

荒廃森林再生事業の実施主体である市町村からは、森林所有者の権利を制限する協定期間20年間の短縮、海岸防風林の松くい虫被害対策への取組などの意見がありました。



森林環境税事業評価委員会の様子  
(平成24年8月)



市町村意見交換の様子  
(平成24年5月)

### <6年目以降の在り方>

#### 課税の在り方

林業を取り巻く状況が依然として厳しい中、森林の有する公益的機能を維持するためには、今後も引き続き、荒廃森林の再生等を実施していく必要があります。そのため、安定的な財源を確保する必要があります。

森林環境税の導入時にも検討したとおり、森林の有する公益的機能の恩恵は、全ての県民が享受していることから、荒廃森林の再生等に必要の財源を確保するため、これまでどおり県民に広く公平に森林環境税の負担を求めることが適当と考えられます。

また、森林環境税について税率を上げる状況ではなく、現行の税率を維持することが適当であると考えられます。今後については、導入後 10 年を目途に、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要な措置を講ずるため、森林環境税の在り方について再度検討を行う必要があります。

## 事業の在り方

平成 24 年 7 月に発生した九州北部を中心とした記録的な豪雨は、県内に甚大な被害をもたらしたところであり、防災の観点から、森林の有する土砂災害防止等の役割が益々重要となっており、荒廃森林の再生の必要性は高まっています。

こうした状況やこれまでの事業の成果を踏まえ、今後も引き続き、荒廃森林の再生等を計画どおり進めるとともに、新たな課題に対しても的確に対応するため、限られた森林環境税収入の適切な配分と効率的な執行にさらに努めていく必要があります。

### ①荒廃森林再生事業

県内の荒廃森林 29,000ha（推計）を将来にわたり公益的機能を発揮できる健全な森林に再生するため、間伐等を引き続き最優先に進めていく必要があります。

一方、森林所有者との協定の期間については、荒廃森林を県民の税負担により整備することから、森林の有する公益的機能を維持する期間として 20 年間は必要であるため、短縮は困難であります。しかしながら、内容の一部見直しを行い、森林の有する公益的機能を維持しつつ協定締結の促進を図るなど、事業を推進していくための効果的な取組が求められます。また、荒廃森林の再生を進める上で、立地等の条件から将来的に採算が見込めない森林については、手入れが軽減できる針広混交林への誘導を検討していく必要があります。

### ②森林づくり活動公募事業

森林の恵みは県民全体が享受していることから、森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運を高めていくことが重要です。そのためには、県民のアイデアに富んだ森林づくり活動の企画案を広く募集し、県民自らが参画できる機会の創出と参加を促すことが重要であり、県民参加の森林づくりを引き続き支援していく必要があります。

### ③情報発信事業

森林環境税を活用した事業は、県民の理解と協力により成り立っていることから、森林の大切さや荒廃森林の再生の必要性、事業の内容や実績などについて、県ホームページ等のあらゆる媒体を活用し、継続して情報発信していく必要があります。

### ④森林の有する公益的機能の低下をもたらす新たな課題に対する取組

#### 【海岸防風林の松くい虫被害対策】

近年、高温少雨の影響などにより、海岸防風林における松くい虫被害が増加し、深刻化しています。このため、海岸防風林の松くい虫被害の終息に向けて、森林環境税を活用し、被害対策の強化に取り組む必要があります。

※参考

平成 24 年 12 月に、附則第 4 項中の「5 年」が「10 年」に改正されました。

## 2 森林環境税の収入状況等

### (1) 税の仕組み

#### ○課税の仕組み

- ・地域社会の会費としての性格を有する県民税均等割に一定額を上乗せする方式

#### ○納税義務者

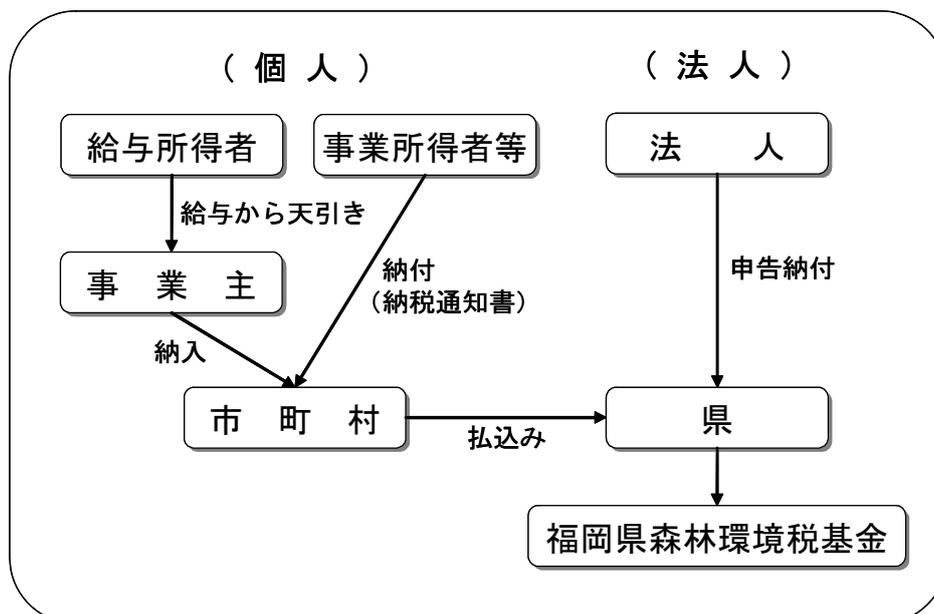
- ・県内に住所等を有する者（ただし、①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、②障がい者、未成年者又は寡婦（夫）で前年の所得金額が125万円以下の者、などを除く。）
- ・県内に事務所等を有する法人等

#### ○税率

- ・個人 年額500円（個人県民税均等割1,500円に500円を上乗せ）
- ・法人 資本金等の額に応じて1,000円から40,000円（法人県民税均等割に5%相当額を上乗せ）

資本金等の額の区分	税 額
50億円超	40,000円
10億円超 50億円以下	27,000円
1億円超 10億円以下	6,500円
1千万円超 1億円以下	2,500円
1千万円以下	1,000円

#### ○納税の流れ



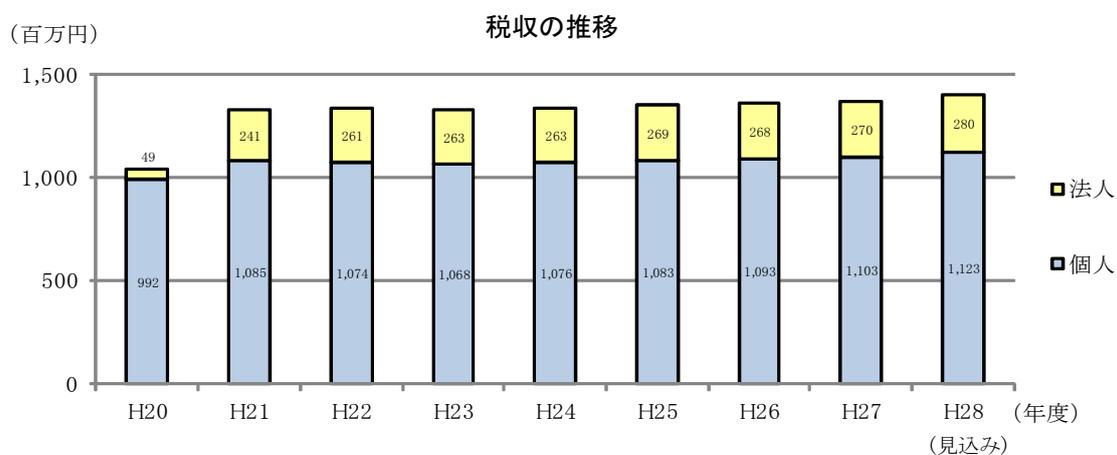
## (2) 収入状況

森林環境税の収入については、毎年約 13 億円、平成 28 年度までの 9 年間で約 119 億円であり、安定した財源となっています。

(単位：百万円)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (見込み)	計
個人分	992	1,085	1,074	1,068	1,076	1,083	1,093	1,103	1,123	9,698
法人分	49	241	261	263	263	269	268	270	280	2,165
計	1,041	1,326	1,336	1,331	1,339	1,352	1,362	1,373	1,403	11,863

※法人分については、平成 20 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に係る法人県民税から対象となり、平成 21 年度から平年度化しています。



### (3) 基金の状況

森林環境税の収入とその使途の関係を明確化するため、福岡県森林環境税条例の制定と同時に福岡県森林環境税基金条例を制定しています。

この基金条例を制定することにより、森林環境税を荒廃した森林の再生等を図る施策の費用に限定して使用することとしています。

平成 28 年度までの 9 年間で、約 117 億 8 千万円が森林環境税基金に積み立てられ、そのうち約 113 億 6 千万円を荒廃した森林の再生等の事業に充当し、平成 28 年度末の基金残高は約 4 億 2 千万円となっています。

なお、この基金残高は、翌年度以降の事業に充てることとなります。

(単位：百万円)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
期首残高	0	203	216	92	64	91	212	332	371	—
積立額 (税込等)	968	1,314	1,320	1,342	1,338	1,357	1,361	1,373	1,409	11,781
うち 運用益	—	2	3	2	2	2	2	3	3	19
取崩額 (事業費)	765	1,301	1,444	1,370	1,310	1,238	1,240	1,334	1,360	11,361
荒廃森林再生 事業	729	1,274	1,418	1,344	1,279	1,189	1,205	1,295	1,321	11,054
松くい虫被害 対策強化事業	—	—	—	—	—	17	8	9	7	40
放置竹林対策 モデル事業	—	—	—	0	1	3	—	—	—	4
もり 森林づくり 活動公募事業	17	18	20	19	20	19	19	20	22	174
情報発信事業	18	9	6	7	10	10	8	11	10	90
期末残高	203	216	92	64	91	212	332	371	420	—

※平成 21 年度までは、税込の一部を市町村の賦課徴収費に充当しています。

また、決算額確定前に基金に積み立てる必要があるため、実際の税込（決算額）とは異なります。

### 3 森林環境税を活用した事業と成果

#### (1) 荒廃した森林の再生

##### < 荒廃森林再生事業 > 【事業主体：市町村】

###### 事業の目的

県内の荒廃した森林<sup>\*</sup>を再生し、森林の有する公益的機能を回復させ、これを持続的に発揮できる緑豊かな森林として次世代へ引き継ぐもの

<sup>\*</sup>荒廃した森林：下層植生がほとんどない、もしくは表土が流出したことにより、森林の有する公益的機能が低下している人工林や、伐採後、植栽されずに放置され、植栽によらなければ更新が困難と見込まれる森林

###### 事業の内容

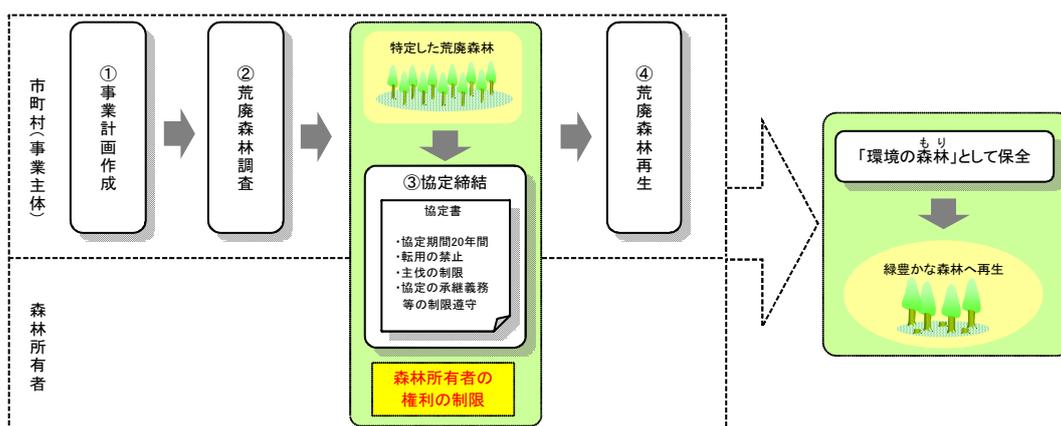
###### ○荒廃森林調査

長期間手入れがなされていない森林の中から荒廃森林を特定する調査

###### ○荒廃森林再生

- ・ 森 林 の 整 備・・・長期間放置され、荒廃したスギやヒノキの人工林に対する間伐、枝落し、除伐、作業路の開設
- ・ 森 林 の 造 成・・・伐採後植林されず放置された林地に対する広葉樹の植栽、下刈、作業路の開設
- ・ 荒廃森林の公的取得・・・森林の機能を高度に発揮させる必要があり、やむを得ず公的管理が必要な荒廃森林の取得

###### 事業の仕組み（流れ）



- ①事業計画作成・・・事業主体である市町村が毎年度の事業計画を作成
- ②荒廃森林調査・・・長期間手入れがなされていない森林を対象に下層植生や表土流出の状況を現地調査し、荒廃森林を特定
- ③協 定 締 結・・・特定した荒廃森林について、市町村と森林所有者の間で、事業実施に関する協定を締結
- ④荒廃森林再生・・・協定が締結された荒廃森林について、間伐等の事業を実施し、整備後も「環境の森林」として保全

## 事業の実施状況

### ○荒廃森林調査

平成 20～26 年度までの 7 年間で、全ての対象森林において現地調査が行われ、その結果、29,862ha が荒廃森林として特定されました。

その後、新たに荒廃森林が発生する可能性があることから、平成 26 年度以降も引き続き現地の再調査が行われています。

### ○荒廃森林再生

荒廃森林再生事業は、平成 20 年度から 10 年間で県内の荒廃森林を健全な森林に再生する計画です。

平成 28 年度までの 9 年間で、荒廃森林 23,794ha について間伐等の森林整備を実施しました。

実施初年度である平成 20 年度は、事業対象地となる荒廃森林を特定するための荒廃森林調査から始める必要がありましたが、その後、実施面積は年々増加し、年間 2,600～3,000ha の森林が再生されています。

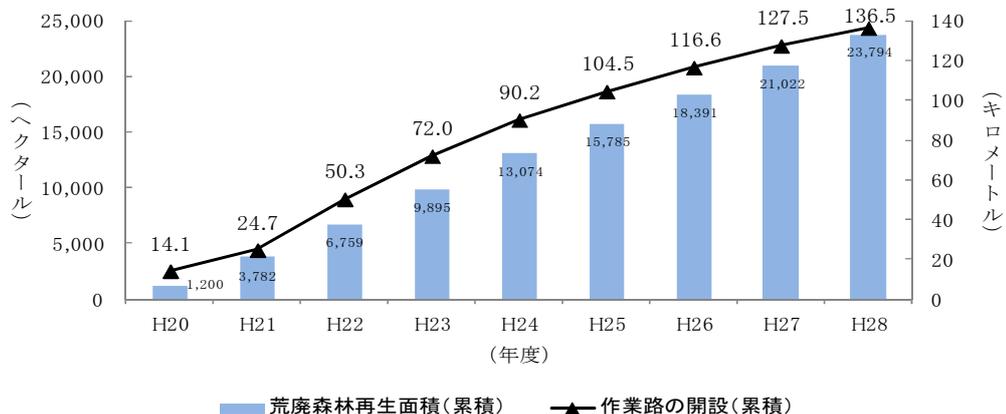
また、森林所有者や境界が不明で事業が実施出来ず、平成 29 年度までの再生が困難な森林も一部見受けられますが、目標の 29 年度までに森林所有者自ら間伐を実施するものも含め、概ね再生される見込みです。

なお、事業の実施にあたっては、長期間放置され荒廃した森林を、県民の費用負担により整備することから、森林所有者の権利を制限（林地転用の禁止や主伐の制限等）する 20 年間の協定を市町村と森林所有者との間で締結することとされています。

資料3-1 荒廃森林再生の実施状況

(単位: ha, km)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計	
再生 荒 廃 森 林 面 積	森林の整備	1,190	2,568	2,976	3,134	3,171	2,708	2,606	2,631	2,771	23,755
	うち除伐等	54	57	78	132	126	107	91	124	113	882
	森林の造成	2	7	-	-	3	0	-	-	1	13
	公的取得	8	7	1	2	5	3	0	0	0	26
	計	1,200	2,582	2,977	3,136	3,179	2,711	2,606	2,631	2,772	23,794
累積	1,200	3,782	6,759	9,895	13,074	15,785	18,391	21,022	23,794	23,794	
作業路の開設	14.1	10.6	25.6	21.7	18.2	14.3	12.1	10.9	9.0	136.5	



資料3-2 荒廃森林再生事業の実施例

- 森林の整備（間伐）

【概要】	
施行年度	平成20年度
施行箇所	北九州市小倉南区大字長野
事業内容	間伐
樹種	ヒノキ
林齢	41年生
面積	0.76ha

【位置図】

〈間伐前〉

〈間伐5年後〉

【概要】	
施行年度	平成23年度
施行箇所	筑紫郡那珂川町大字上梶原
事業内容	間伐
樹種	ヒノキ
林齢	25年生
面積	1.32ha

【位置図】

〈間伐前〉

〈間伐6年後〉

- 森林の造成（広葉樹の植栽）

【概要】	
施行年度	平成21年度
施行箇所	八女市矢部村北矢部
事業内容	広葉樹の植栽
樹種	クスギ・ヤマザクラ・コナラ
面積	0.40ha

【位置図】

日向神ダム

施行地

〈植栽状況〉

〈植栽8年後〉

- 作業路の開設

【概要】	
施行年度	平成27年度
施行箇所	糟屋郡久山町猪野
事業内容	作業路の開設
幅員	2.0m
延長	300m

【位置図】

猪野ダム

施行地

〈開設前〉

〈開設後〉

## 事業の成果

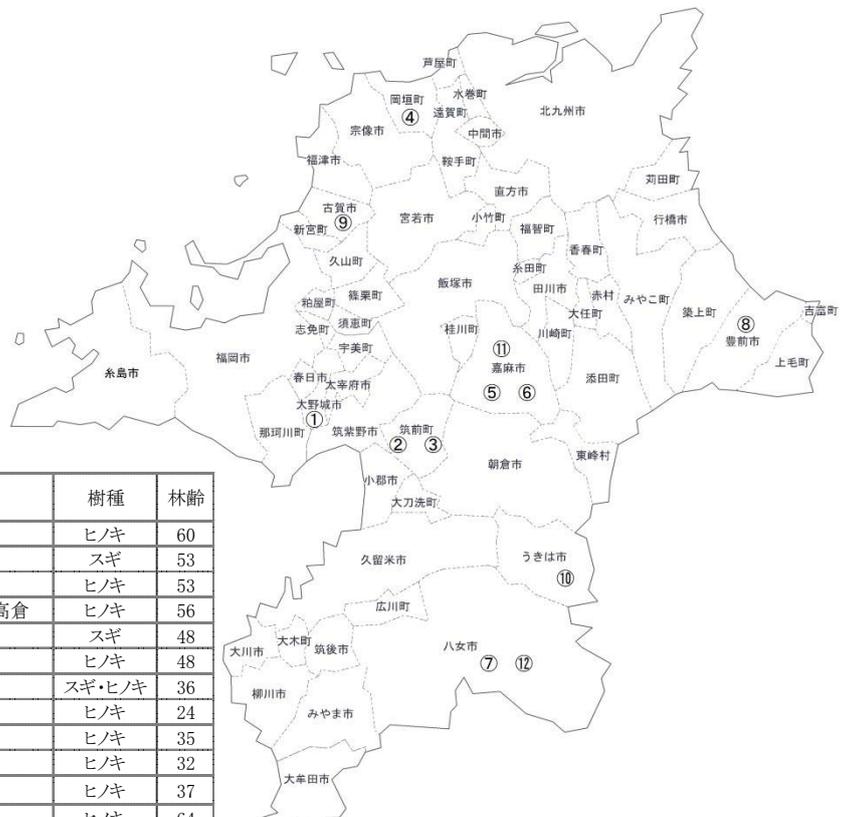
### ○森林環境の改善

荒廃森林再生事業による間伐の効果を検証するために、間伐前後で、林内の明るさの変化、下層植生の回復状況、木本植物の稚樹の発生状況および林地の土砂移動量の変化等を継続的に調査し、その結果、森林環境の改善が確認されています。

調査項目	調査内容	調査結果
ア. 林内の明るさ	間伐による林内の明るさの変化について、相対照度（林内と林外の明るさの割合）を用いて算出し、間伐前と間伐後を比較	間伐前の相対照度は10%以下であったものが、間伐直後は20%程度に改善
イ. 下層植生	間伐による下層植生の変化について、木本植物の本数や種類を調べ、間伐前と間伐後を比較	間伐後はタブノキなど高木性の稚樹の発生が見られ、下層植生が徐々に回復
ウ. 土砂の移動量	間伐による土砂の移動量の変化について、土砂受け箱にたまった土砂の量を測定し、間伐前と間伐後を比較	間伐後は土砂の移動量が減少

#### ①調査地の設定

県内の各農林事務所管内に、それぞれ1～3箇所の調査地を設定し、追跡調査ができるようにされています。



事業実施年度	番号	調査地名	所在地	樹種	林齢
H21	①	大野城	大野城市大字牛頸	ヒノキ	60
	②	筑前1	朝倉郡筑前町榎木	スギ	53
	③	筑前2	朝倉郡筑前町榎木	ヒノキ	53
	④	岡垣	遠賀郡岡垣町大字高倉	ヒノキ	56
	⑤	嘉麻1	嘉麻市千手	スギ	48
	⑥	嘉麻2	嘉麻市千手	ヒノキ	48
	⑦	黒木2	八女市黒木町笠原	スギ・ヒノキ	36
	⑧	豊前	豊前市大字川底	ヒノキ	24
H26	⑨	古賀	古賀市薬王寺	ヒノキ	35
	⑩	うきは	うきは市小塩	ヒノキ	32
	⑪	嘉麻3	嘉麻市西郷	ヒノキ	37
	⑫	黒木3	八女市黒木町木屋	ヒノキ	64

注) 黒木1は平成24年度の九州北部豪雨により崩壊

## ②調査の概要

### ア. 林内の明るさ

#### ・調査方法

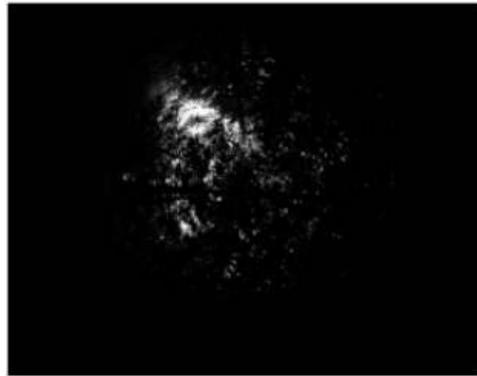
各調査地において 10～20 点の定点を設け、間伐前と間伐後は毎年、魚眼レンズを用いて樹冠の全天空写真を撮影し、この写真から林内の明るさが求められています。

#### ・調査結果

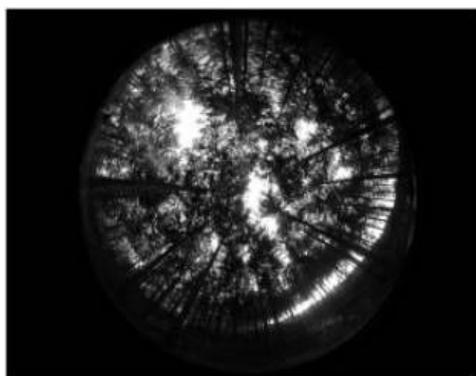
林内の明るさの指標となる相対照度について算出した結果、間伐前の相対照度は、ほとんどの調査地で 10%以下でした。間伐直後は 20%程度に改善され、間伐後 7 年が経過した現在でも 12%程度を維持しています。



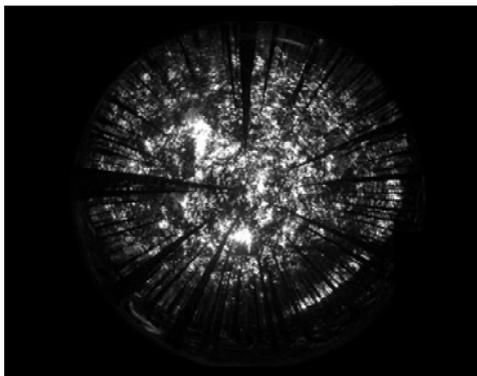
撮影方法



間伐前

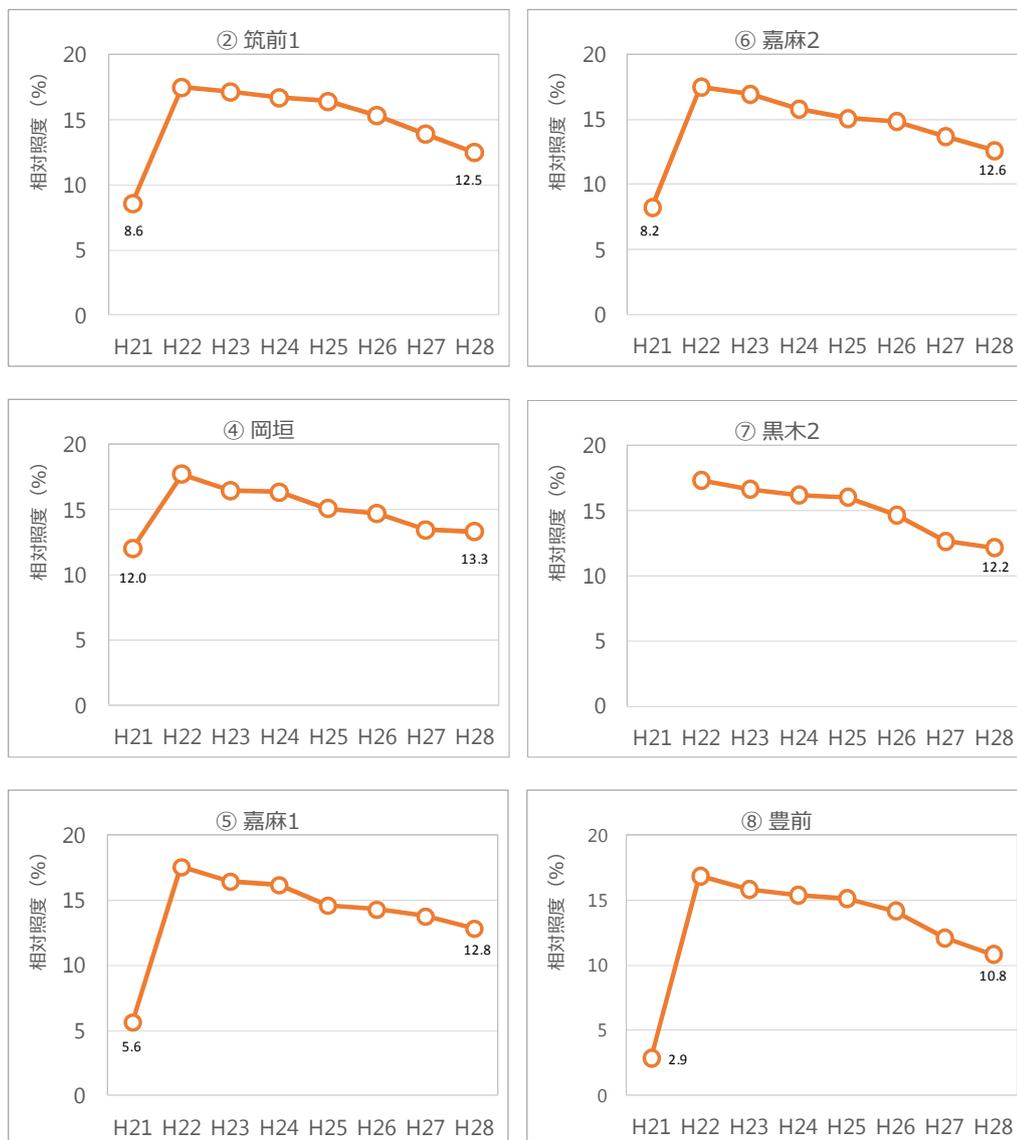


間伐1年後



間伐7年後

資料 3-3 主な調査地における相対照度の変化



※H21 は間伐前の値を示す

※黒木 2 は H21 の調査ができなかったためデータ欠測

## イ. 下層植生

### ・調査方法

間伐による植生の発生を調べるため、10m×10mの固定調査区を設け、木本植物の本数や種類が調べられています。

### ・調査結果

間伐前はほとんど植生が見られなかったものが、間伐後、タブノキやシロダモなどの高木性の稚樹が発生し、下層植生の回復が見られます。



間伐前



間伐1年後



間伐3年後



間伐5年後



タブノキ



シロダモ

## ウ. 土砂の移動量

### ・調査方法

間伐前後の土砂の移動量を測定するため、各調査地において5~10個の土砂受け箱を設置し、定期的に、たまった土砂が回収されています。

### ・調査結果

土砂の移動は、傾斜、植生量、降水量の影響を受けるため、調査地の立地条件により、バラツキがありますが、ほとんどの調査地で土砂の移動量が減少しています。

なお、一部の調査地において、間伐後に土砂の移動量が増えたところがありますが、一定期間、降水量が多かったことなどが原因と考えられます。



土砂受け箱の調査



箱にたまった土砂

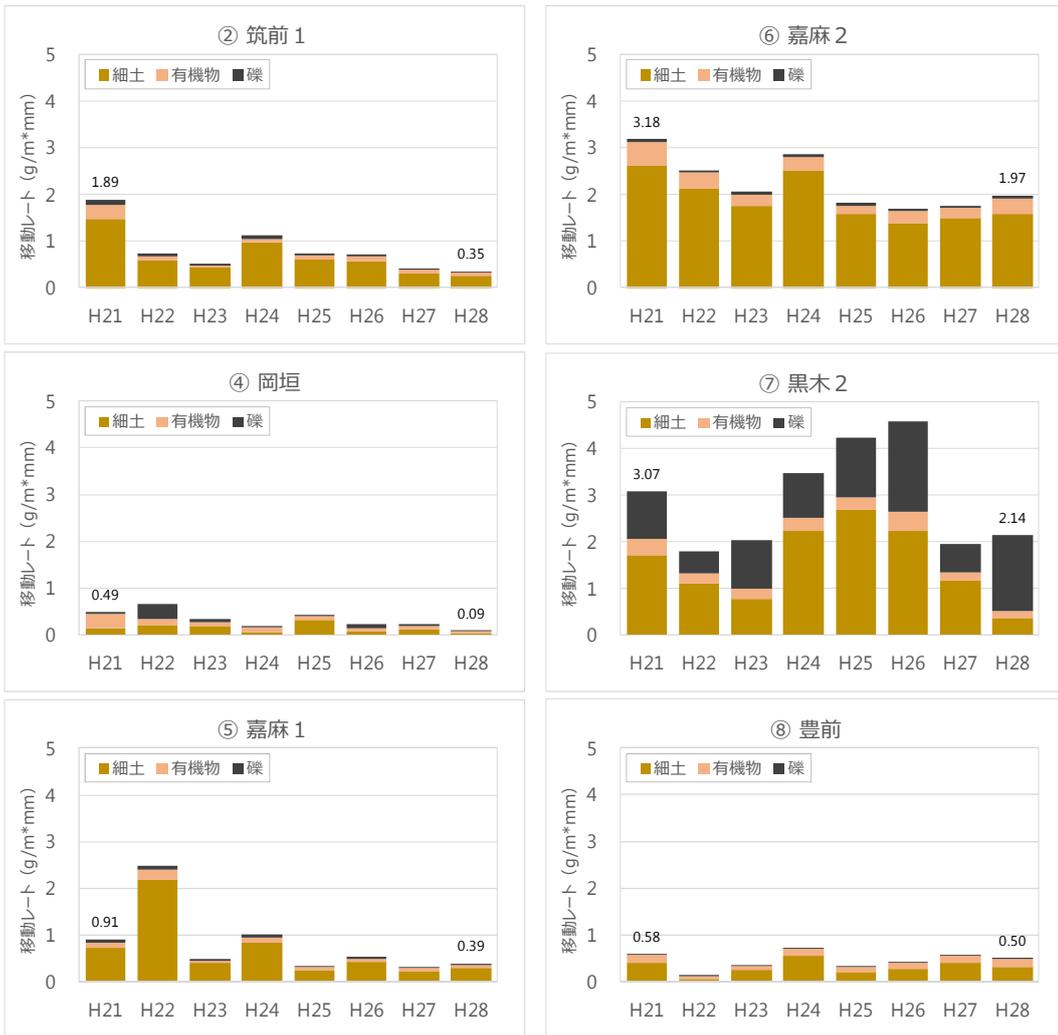


土砂の選別(礫、有機物、土)



残渣の水選による選別

資料 3-4 主な調査地における土砂の移動量の変化



※H21 は間伐前の値を示す

**【参考】森林の有する公益的機能の貨幣評価による試算**

森林の働きをよりわかりやすく示す手法として、平成 13 年、日本学術会議において、物理的な機能を中心に貨幣評価が公表されています。

その中では、定量的な評価が可能な森林の一部の機能を試算した評価額は、全国の森林で年間約 70 兆円となっています。

この方法で本県の森林の機能を評価すると、本県全体の評価額は年間約 7,810 億円、県民一人当たり約 15 万円となります。平成 28 年度までの 9 年間で荒廃森林再生事業によって整備した森林 23,794ha の評価額は、年間約 837 億円、県民一人当たり約 1 万 6 千円となります。

資料 3-5 公益的機能別評価額



**○山村地域の雇用創出**

荒廃森林再生事業の実施により、平成 28 年度までの 9 年間で延べ約 31 万人・日の雇用創出があったと試算され、山村地域における雇用促進や活性化にも寄与しています。

資料 3-6 荒廃森林再生事業による雇用人数 (推計)

(単位:ha、人・日)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
荒廃森林再生面積	1,200	2,582	2,977	3,136	3,179	2,711	2,606	2,631	2,772	23,794
雇用人数	15,600	33,566	38,701	40,768	41,327	35,243	33,878	34,203	36,036	309,322

<松くい虫被害対策強化事業> 【事業主体：市町】

**事業の目的**

高温小雨等の影響により、海岸防風林における松くい虫被害が増加し、被害拡大による県民生活への影響が懸念されたため、緊急対策として、松くい虫被害木の伐倒駆除を実施する市町への支援を行い、被害を沈静化するもの

**事業の内容**

海岸防風林における保全すべき松林（森林病虫害等防除法第7条の5及び第7条の10）において、感染源となる被害木の伐倒処理（伐倒駆除）

**事業の実施状況**

平成25年度から、森林環境税を活用し、市町が実施する被害対策の支援が強化されています。



被害木の伐倒



伐倒した被害木の搬出処理

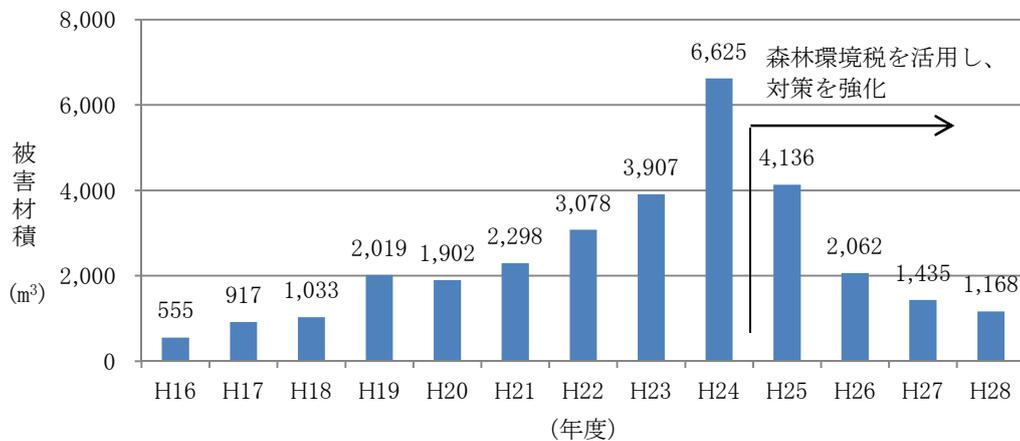
資料 3-7 事業実施量の推移

年度	民有林被害量 (m <sup>3</sup> )	左の内、事業実施量 (m <sup>3</sup> )
H25	4,136	2,755
H26	2,062	1,201
H27	1,435	1,356
H28	1,168	858

**事業の成果**

対策強化の結果、平成25年度から被害は減少傾向に転じ、県内民有林の平成28年度被害量は、近年で最も被害量の多かった平成24年度の2割程度に減少しました。

資料 3-8 松くい虫被害発生状況（県内民有林）



## （２）県民参加の森林づくりの推進

森林の有する公益的機能の恩恵は、全ての県民が受けており、広く県民が協力して森林を保全していく必要があります。

県では、森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てる気運の向上を図るため、県民参加による森林づくりの活動を支援する「森林づくり活動公募事業」や、県民に、森林の働きや大切さ、森林環境税による事業の実績等の情報を発信する「情報発信事業」が実施されています。

### ＜森林づくり活動公募事業＞【事業主体：NPO、ボランティア団体等】

#### 事業の目的

森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運の向上を図るもの

#### 事業の内容

NPOやボランティア団体等が企画立案して行う、次の森林づくり活動を支援

- ・森林の整備・保全・・・植栽、下刈、間伐等
- ・里山の保全・・・里山林の保全、活用等
- ・森林環境教育・・・森林環境学習等
- ・その他・・・上記以外で、森林環境の保全や森林を守り育てる気運を高めるために有効な活動

#### 事業の実施状況

この事業は、福岡県内に事務所を有するNPOやボランティア団体等が企画立案して行う県内の森林づくり活動について募集し、外部有識者で構成される福岡県森林環境税事業評価委員会の審査を経て、採択された活動を支援することにより、県民参加の森林づくりが推進されています。

平成28年度までの9年間に、394件の森林づくり活動が採択され、延べ109,032人が参加されました。

資料3-9 森林づくり活動採択件数及び参加者数

(単位：件、人)

区分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
森林の整備・保全 (間伐・植栽等)	採択件数	20	18	19	17	16	20	18	23	25	176
	参加者数	2,822	3,402	4,960	4,461	4,248	5,439	5,077	5,915	5,887	42,211
里山の保全 (竹林の整備等)	採択件数	12	9	10	16	14	9	12	12	12	106
	参加者数	1,846	2,090	4,012	5,756	4,931	3,522	4,006	4,963	5,340	36,466
森林環境教育 (自然観察会等)	採択件数	5	12	11	7	9	9	11	8	10	82
	参加者数	673	2,330	3,041	2,632	3,117	2,648	3,383	2,878	4,301	25,003
その他 (シンポジウム等)	採択件数	3	3	4	3	3	4	4	3	3	30
	参加者数	442	409	1,294	487	502	437	805	588	388	5,352
計	採択件数	40	42	44	43	42	42	45	46	50	394
	参加者数	5,783	8,231	13,307	13,336	12,798	12,046	13,271	14,344	15,916	109,032

もり  
森林づくり活動公募事業の実施状況



森林の整備・保全  
(漁業関係者による植樹活動)  
福岡市



森林の整備・保全  
(地域住民による松林の整備)  
岡垣町



里山の保全  
(荒れた里山林の草刈り作業)  
荏田町



里山の保全  
(地域住民との協働による侵入竹伐採)  
飯塚市



森林環境教育  
(小学生を対象とした森林体験講座)  
北九州市



森林環境教育  
(木とふれあう木育講座)  
福岡市



その他  
(里山保全活動団体による取組報告)  
久留米市



その他  
(森林ボランティアリーダー育成研修)  
八女市

## 事業の成果

### ○県民参加の森林づくり活動の拡がり

平成 20 年度の森林環境税導入以降、県内の森林づくり活動の参加者数は、9 年平均で年間約 26,000 人となっており、導入前の約 8,000 人に比べて 3.3 倍に増加しています。

また、ボランティア団体等による森林づくり活動回数は、9 年平均で年間約 630 回となっており、導入前の 70 回に比べて 9.0 倍に増加し、漁業関係者による植樹活動や地域住民による松林の整備など、様々な森林づくり活動が県内各地に広がっています。

### ○森林を守り育てる気運の高まり

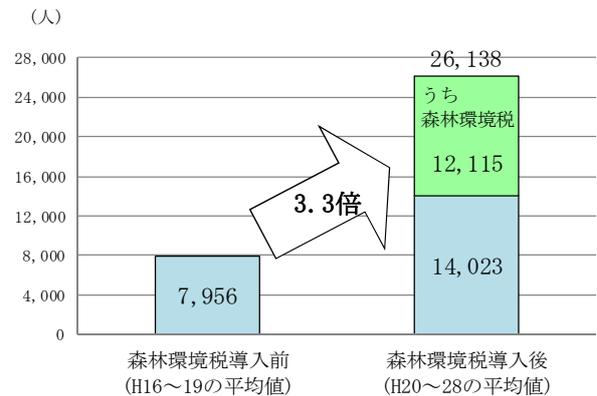
平成 28 年度までの 9 年間に、森林づくり活動公募事業を実施した延べ 394 団体に対して森林づくり活動についてのアンケート調査を実施し、358 団体から回答を得ました。(回答率 91%)

このアンケートの結果、「森林を守り育てる気運は向上しましたか」の問いに対して、「向上した・やや向上した」という回答が 96%を占めました。(グラフ I)

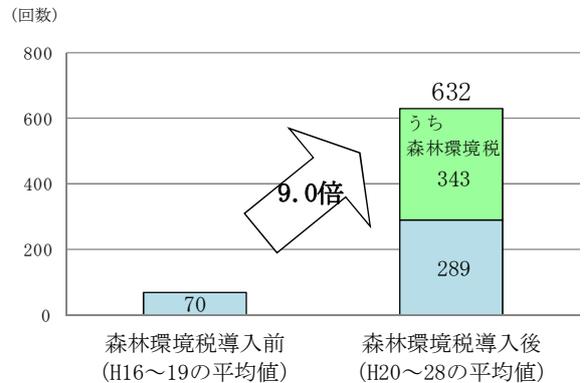
また、「森林づくり活動について、今後も活動を行いますか」の問いに対して、「行う」という回答が 99%を占めました。(グラフ II)

森林づくり活動公募事業による活動支援により、県民の森林を守り育てる気運は着実に高まっているとともに、県民参加による森林づくり活動の継続も図られています。

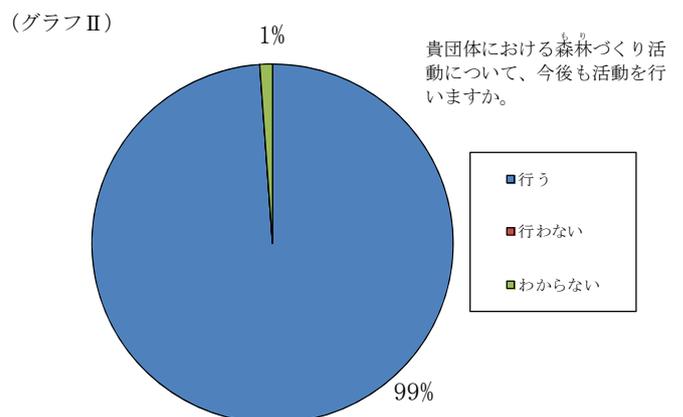
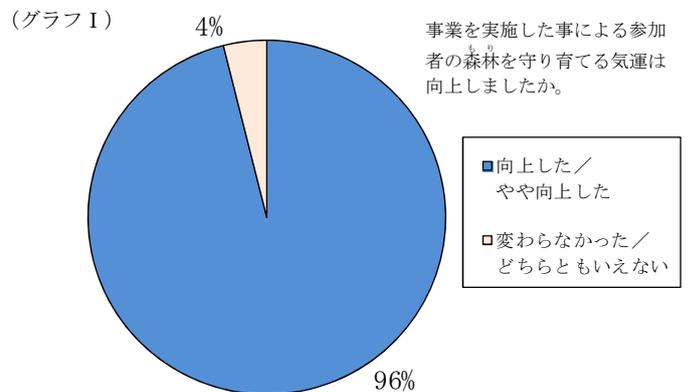
資料 3-10 森林づくり活動参加者数の推移



資料 3-11 ボランティア団体等による森林づくり活動回数の推移



資料 3-12 アンケート結果



## <情報発信事業>【事業主体：県】

### 事業の目的

県民の森林に関する理解を深め、森林に親しむ機会を増やすとともに、森林環境税による事業の透明性を図るもの

### 事業の内容

- 森林に関する普及啓発・・・森林に関する情報発信、イベント等の開催
- 森林環境税による事業の公表と啓発・・・森林環境税による事業の実績等の公表
- 森林環境税事業評価委員会の開催・・・森林環境税による事業の実績評価や提言等

### 事業の実施状況

#### ○森林に関する普及啓発

##### ①森林観察会の開催

毎年5月に開催するグリーンフェスティバル（県緑化センター）において、適正に管理された人工林や原木市場、製材所等の見学を行う森林観察会を開催しています。  
(H20～H28 実績：延べ18回開催 361人参加)



森林観察会  
(適正に管理された人工林の見学)

##### ②森林環境教育の講師の派遣

次代を担う子どもたちに森林に親しみ、森林の大切さを学んでもらうため、小中学校に森林環境教育の講師を派遣し、樹木観察やネイチャーゲームなどの活動を実施しています。

(H20～H28 実績：延べ82回開催 4,271人参加)



森林環境教育の講師派遣  
(樹木観察での講話)

##### ③森林教育研修の開催

森林・林業教育をより一層推進するため、教職員を対象とした森林教育研修を開催しています。

(H20～H28 実績：延べ14回開催 142人受講)

##### ④森林づくり活動安全講習会の開催

森林ボランティア団体等を対象に、森林内での安全な作業や、機械・道具の手入れや使い方などについての講習会を開催しています。

(H20～H28 実績：延べ70回開催 1,038人受講)



森林づくり活動安全講習会  
(チェーンソーの操作)

## ○森林環境税による事業の公表と啓発

### ①森林環境税による事業の実績等の公表

県ホームページや新聞広告、全戸配布の県広報紙など、様々な媒体を活用し、森林環境税による事業の実績、森林づくり活動公募事業の企画案の募集等について、県民への周知を図っています。

(H20～H28 実績：ホームページ随時実施 新聞広告 17回 県広報紙 10回 県広報テレビ・ラジオ 26回)

### ②ポスター、リーフレット、チラシの作成

荒廃森林の現状や、間伐の効果、森林環境税による事業の内容や必要性などに関するポスター、リーフレット、チラシを作成しています。

### ③間伐材グッズの作成

間伐の過程で発生する間伐材を活用した、ヒノキの香り袋や携帯ストラップを作成しています。

### ④各種イベントにおけるパネル展示、リーフレット等の配布

毎年、グリーンフェスティバルやウッドフェスタなどの各種イベントにおいて、森林環境税による事業の実績等についてのパネル展示や、リーフレット、間伐材グッズ等の配布を行っています。(H20～H28 実績：延べ 49 回実施)

#### 資料 3-13 イベント来場者数

イベント名	開催地	来場者数(9年間)
グリーンフェスティバル	久留米市	約12万8千人
ウッドフェスタ	福岡市	約15万人
サイエンスマンス	久留米市	約 2万1千人

### ⑤ふくおかの森林づくり発表会の開催

森林環境税による事業の実績報告や森林ボランティア団体による森林づくり活動公募事業の活動発表会等を実施しました。

#### 資料 3-14 発表会参加者数

開催年	開催地	参加者数
平成21年	西鉄ホール	213名
平成25年	アクロス福岡	245名

## ○森林環境税事業評価委員会の開催

森林環境税による事業の透明性を高めるため、外部の有識者で構成される森林環境税事業評価委員会を設置し、森林環境税による事業の実績の評価や、森林づくり活動公募事業の企画書の審査などを毎年行っていただいています。

委員会で審議された内容は、随時県ホームページにより県民に公表しています。



新聞広告  
(森林環境税による事業の実績等の公表)



間伐材を活用したひのきの香り袋



ふくおかの森林づくり発表会  
(森林環境税による事業の説明)



森林環境税事業評価委員会

## 4 森林・林業を取り巻く情勢

### (1) 森林資源、木材価格等

#### <森林資源>

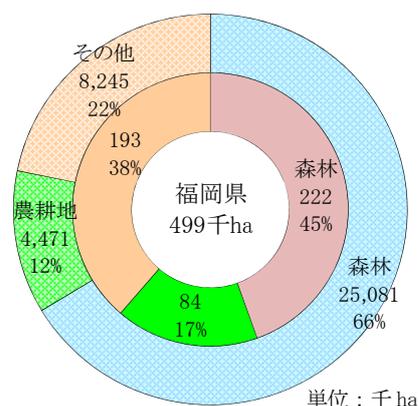
本県の森林面積は、私有林 19 万 4 千 ha、国有林等 2 万 8 千 ha、合計 22 万 2 千 ha で、県土の 45% を占めており、森林率は全国平均の 66% に比べ 21 ポイント以上低い状況です（資料 4-1）。

私有林のうち、人工林は約 12 万 7 千 ha で、人工林率は 65%（全国第 2 位）となっており、全国平均の 46% に比べ 19 ポイント高い状況にあります（資料 4-2）。

人工林のうち、12 万 ha はスギ・ヒノキ林で、このうち 41 年生以上の面積が 9 万 5 千 ha、全体の 7 割以上を占めており、高齢級化が進んでいます。

なお、県民一人当たりの森林面積は約 435 m<sup>2</sup> で、全国平均の約 1,973 m<sup>2</sup> に比べ約 2 割となっており、本県の森林は県民一人ひとりにとって貴重な資源となっています（資料 4-3）。

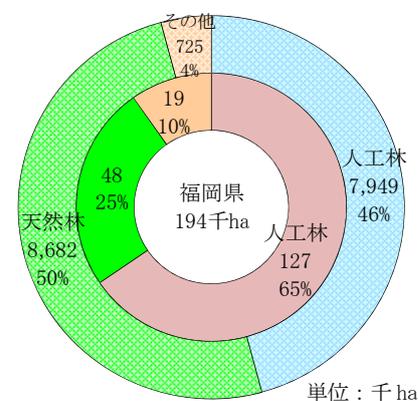
資料 4-1 国土・県土に占める森林の面積



内円 (福岡県) 499 千 ha  
外円 (全国) 37,797 千 ha

資料: 福岡県「地域森林計画書」  
林野庁「森林資源現況調査」

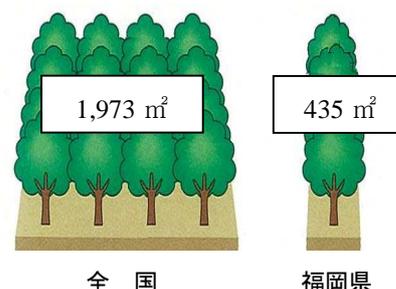
資料 4-2 人工林・天然林別の森林面積



内円 (福岡県の森林計画対象森林) 194 千 ha  
外円 (全国の森林計画対象森林) 17,356 千 ha

資料: 福岡県「地域森林計画書」  
林野庁「森林資源現況調査」

資料 4-3 県民一人当たりの森林面積



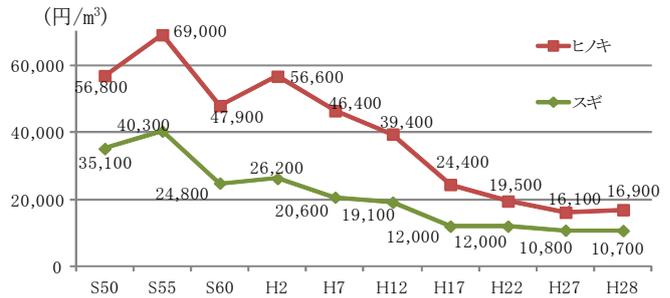
資料: 県林業振興課

<木材価格・賃金単価・労働力の動向>

**木材価格**

森林環境税導入の直前となる平成 17 年の木材価格は、ピーク時（昭和 55 年）と比較して半値以下まで下落、森林環境税導入後も下落が続いています（資料 4-4）。

資料 4-4 木材価格の推移

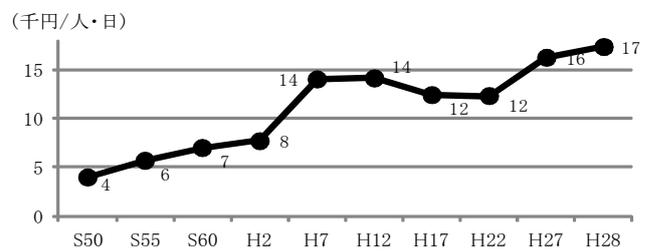


資料: 県林業振興課

**賃金単価**

賃金単価は、昭和 55 年以降上昇し、平成 7~22 年までは 13,500 円/人・日前後で推移していましたが、平成 28 年は 17,300 円/人・日まで上昇しています（資料 4-5）。

資料 4-5 賃金単価の推移

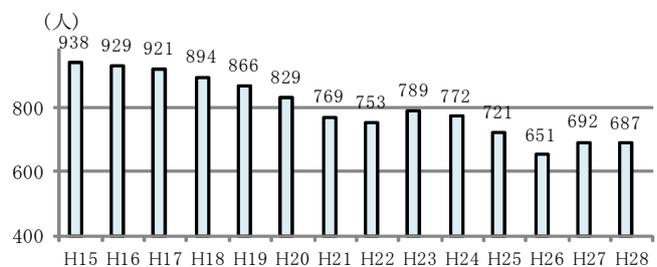


資料: 県林業振興課  
(県営林普通作業員単価)

**労働力**

地域の森林・林業を担う森林組合作業員数は、長期的に減少傾向で推移しています。平成 28 年は税導入時の平成 20 年と比較すると約 2 割減少しています（資料 4-6）。

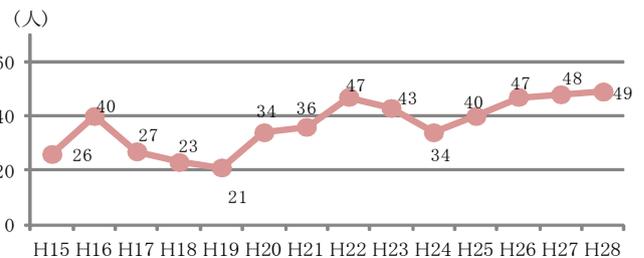
資料 4-6 森林組合作業員数の推移



資料: 県林業振興課、団体指導課

近年、若者等を中心とした新規林業就業者数は増加傾向を示しており、平成 28 年度は 49 人で、森林環境税導入直前の平成 19 年度と比較すると 2.3 倍に増加しています（資料 4-7）。

資料 4-7 新規林業就業者数の推移



資料: 県林業振興課

**(2) 森林・林業行政の基本的な方向と取組状況**

**<森林・林業行政の基本的な方向>**

県においては、森林環境税導入後も、木材価格が下落するなど、森林・林業を取り巻く情勢が厳しさを増していることを踏まえ、「林業経営の安定」と「森林の機能保全」の視点で、それぞれに応じた施策を展開することとされています。

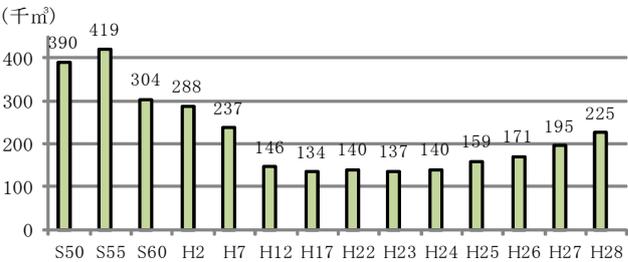
尾根部等で生産力が低い、傾斜が急で作業効率が悪い人工林などを、「林業経営が困難な人工林」として位置づけ、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に向けた取組が展開されています。

**<取組状況>**

**「林業経営の安定」に向けた取り組み**

木材価格のピーク時である昭和 55 年以降、原木生産量は減少傾向でしたが、近年は、林業経営が成り立つ人工林に集中して、原木の生産性向上の取組や、主伐の推進等が実施され、原木生産量は増加に転じています(資料 4-8)。

資料 4-8 原木生産量の推移



資料: 県林業振興課



ハーベスタ (伐倒造材機) による  
木材の生産状況



林道の整備状況



フォワーダ (積載式集材車両) による  
木材の搬出状況



森林作業道の整備状況

### 「森林の機能保全」に向けた取り組み

「林業経営が困難な人工林」では森林の有する公益的機能の回復に向け荒廃森林の再生が進められるとともに、水源のかん養、山地災害の防止など、森林の有する公益的機能上、重要な森林を「保安林」に指定し、山地災害から県民の生命・財産を守り、県民が安心して暮らせる生活環境を維持するため、治山施設の整備が進んでいます。

また、立地条件等から林業経営が困難な人工林について、主伐後の天然更新や強度間伐後の針広混交林化などにより、自然林への移行が推進されています。



山地災害から人家や道路を守る治山ダム



針広混交林に誘導するために列状に伐採された森林（航空写真）



列状の伐採跡地に植栽されたケヤキ

### 【人工林、自然林、天然林について】

- ・「人工林」とは、植栽や下草刈り、間伐などの人為を加えて成立した森林で、森林の有する公益的機能を発揮するには、人為による管理の継続が必要です。
- ・「自然林」とは、人工林を人為的に天然林へ導こうとする森林で、人為による管理をほとんど必要とせず、公益的機能を発揮する森林です。
- ・「天然林」とは、天然の力によって成立した森林で、人工林の対語です。人為による管理を行わずとも、公益的機能を発揮します。



人工林（イメージ）



自然林（イメージ）



天然林（イメージ）

### (3) 森林の荒廃

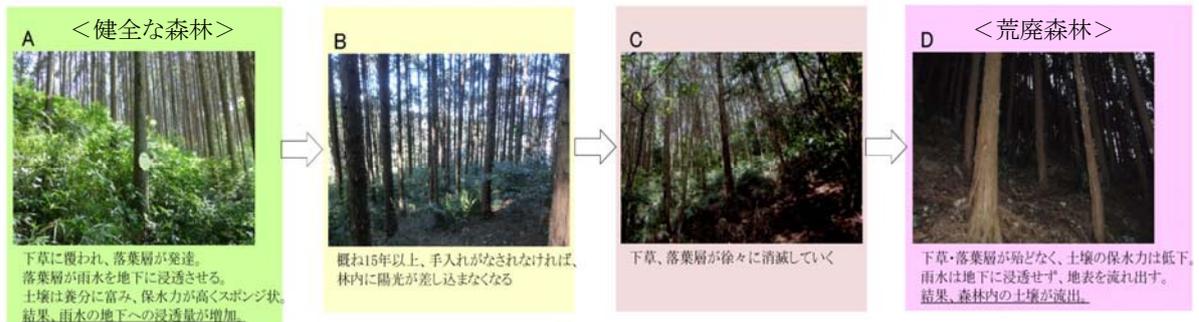
県内の人工林 12 万 7 千 ha のうち、6 万 8 千 ha は林業経営が困難な人工林と考えられます。

この林業経営が困難な人工林 6 万 8 千 ha では、森林環境税を活用した荒廃森林の再生や、治山施設の整備、自然林への移行が進められていますが、現状では、現在特定されている 29,862ha 以外の森林で、今後新たに、荒廃森林が発生する可能性があることから、現地の再調査が進められています。

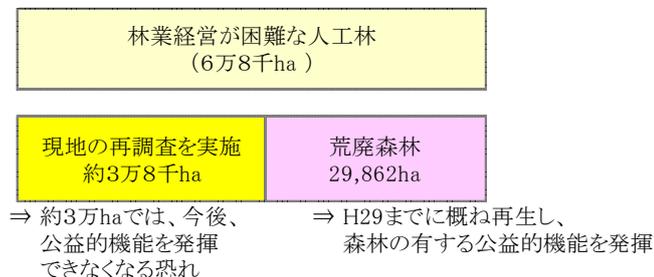
森林は、間伐等の手入れが行わなければ、林内に太陽の光が差し込まなくなることから、下草や落葉層が徐々に消滅し、森林の荒廃が進みます（資料 4-9）。

再調査の結果、今後、公益的機能を発揮できなくなる恐れのある森林が約 3 万 ha になると見込まれています（資料 4-10）。なお、その約 3 万 ha は、下草の生育状況や、落葉層の発達状況などから、平成 30 年度から 39 年度の 10 年間で公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林約 1 万 ha と、平成 30 年度から 39 年度の 10 年間では公益的機能を発揮するものの、その後、発揮できなくなる恐れのある森林約 2 万 ha になります。

資料 4-9 荒廃の過程



資料 4-10 再調査の結果（見込み）



#### (4) 各都道府県の森林環境税の動向

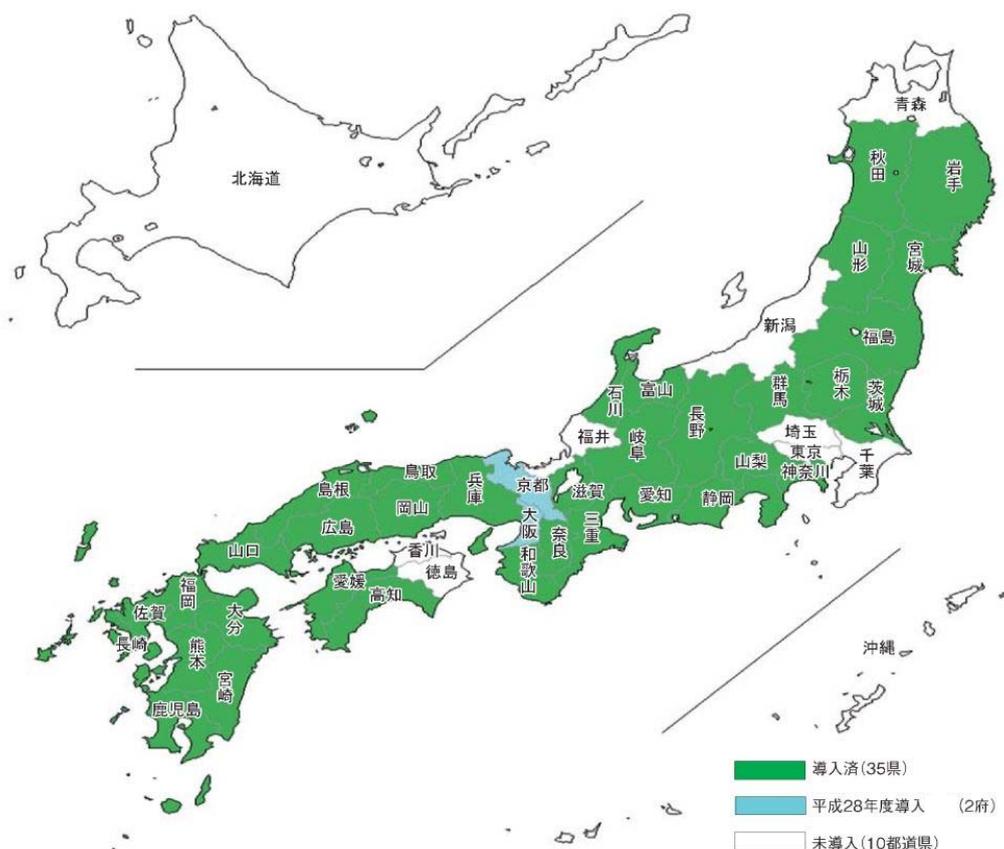
平成 15 年度に高知県が全国で初めて「森林環境税」を導入して以来、平成 28 年度までに 37 府県が同様の制度を導入しています（資料 4-11、12）。

独自課税を導入した多くの府県は、課税期間を 5 年間としています。平成 28 年度までに期限を迎えた全ての県が独自課税を継続しています。

独自課税の課税方式は、県民税への上乗せとなっており、大部分の県で、個人の場合は 500 円～1,000 円の定額を、法人の場合は 5～11%の定率を上乗せしています。独自課税を導入している 37 府県における平成 28 年度の税収見込みは、合計で約 300 億円となっています。

課税収入の用途をみると、全ての府県が、水源地域等における森林整備に活用しており、その内容は荒廃した人工林を混交林化するための強度間伐の実施が主となっています。このほか、普及啓発（32 府県）、森林環境学習（30 県）、ボランティア支援（28 県）、集落周辺等の里山林における里山整備（26 県）、木材利用促進（25 府県）、公募による地域力を活かした森林づくり（21 府県）、人材育成（13 府県）にも活用されています。

資料 4-11 森林の整備等を目的とする都道府県による独自課税の導入状況



資料:平成 28 年版森林・林業白書(林野庁)

資料 4-12 森林の整備等を目的とする都道府県の独自課税一覧

導入年度	府県名	税の名称(通称)	課税額(個人/年)	森林・林業施策に係る主な事業内容
H15	高知県	森林環境税	500円	間伐の促進による荒廃の予防と公益的機能を発揮できる森林の整備、環境教育など次代を担う人材の育成、森林保全ボランティア団体の設立や活動支援など
H16	岡山県	おかやま森づくり県民税	500円	未整備森林の間伐や松くい虫被害木の除去等による荒廃した森林の再生・整備、新規就業者の研修支援、県産材等森林資源の利用促進、企業との協働による森林保全活動など
H17	鳥取県	森林環境保全税	500円	強度間伐の実施による針広混交林への誘導、作業道の整備、景観向上のための枯損木の伐採等の支援、間伐等の作業体験等への支援など
	島根県	島根県水と緑の森づくり税	500円	長期間間伐等の保育作業が行われていない人工林に対して不要木の伐採や広葉樹の植栽、県民自らが企画・立案した森林づくり活動や県産木材を使う取組の支援、森林環境学習の推進など
	山口県	やまぐち森林づくり県民税	500円	森林の持つ多面的機能の回復が必要な荒廃した人工林を対象に強度間伐の実施による針広混交林へ誘導、繁茂拡大した竹の伐採等による荒廃森林の再生など
	愛媛県	森林環境税	700円	施業地の団地化支援、林内に放置された低質間伐材の搬出促進、地域で流通する木材を利用した公共施設の木造化や内装の木質化の支援、県民が自発的に取り組む森林の利活用等への支援など
	熊本県	水とみどりの森づくり税	500円	間伐未実施で放置された人工林での針広混交林化に向けた強度間伐の実施、森林環境教育等を行う団体等への支援、有害鳥獣捕獲等を行う市町村に対する補助など
	鹿児島県	森林環境税	500円	公益上重要な森林における間伐の実施や路網の整備、県産材を用いた木造施設整備への支援、森林ボランティア団体等への活動の支援、森林・林業に関する学習・体験活動の支援など
H18	岩手県	いわての森林づくり県民税	1,000円	公益上重要で緊急に整備する必要がある森林において強度間伐による針広混交林への誘導、地域住民等が取り組む森林を守り育てる活動への支援、被災地住民と被害木等を活用する取組など
	福島県	森林環境税	1,000円	公益的機能の低下が懸念される森林について間伐の実施や搬出・路網整備への支援、市町村が行う森林づくり施策への支援、森林ボランティアの活動支援やボランティアリーダーの育成など
	静岡県	森林(もり)づくり県民税	400円	公益性が高いが森林所有者による整備が困難なために荒廃している森林の整備(人工林の強度間伐、倒木の処理、竹林の広葉樹林化等)、税と事業の理解促進のための普及啓発など
	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	800円	放置された人工林での強度間伐の実施による針広混交林への誘導、森林管理を進めるための境界明確化、県産材を利用した住宅建設に対する支援、地域が協働して取り組む里山の整備など
	兵庫県	県民緑税	800円	流水災害の軽減対策(災害緩衝林整備等)や斜面の防災機能の強化(間伐木土留工)、集落裏山森林の防災機能の強化(簡易防災施設等)、人と野生動物の棲み分けを図るバッファゾーン整備など
	奈良県	森林環境税	500円	施業放置林において森林所有者と県及び市町村による協定に基づく強度間伐の実施、NPO等の参加による荒廃した里山林の整備、森林環境教育の指導者育成や体験学習の実施など
	大分県	森林環境税	500円	再造林経費の助成、緊急に整備する必要がある公益上重要な森林を対象に強度間伐や広葉樹の植栽の実施、侵入防護柵の設置や捕獲の推進等によるシカ被害対策、NPO等が行う県民提案事業に対する支援など
	宮崎県	森林環境税	500円	公益上重要な森林を対象とした強度間伐による針広混交林への誘導、渓流周辺にある堆積した流木等の除去、ボランティア団体・企業等の森林づくり活動、市町村による公有林化への支援など
	山形県	やまがた緑環境税	1,000円	公益上重要な荒廃した人工林を対象とした強度間伐の実施や針広混交林への誘導、荒廃した里山林を再生するための被害木の伐採、地域ボランティア等が実施する森づくり活動への支援など
	神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税措置	均等割300円 +所得割0.025%	水源地域の保全上重要な森林の買入れや整備協定など私有林の公的管理・支援、間伐材の集材・搬出・運搬に対する助成、水源保全上重要な丹沢大山における植生の衰退防止対策など
H19	富山県	水と緑の森づくり税	500円	風雪被害林や過密人工林での整理伐の実施による針広混交林への誘導、地域住民との協働による里山林整備、森林ボランティアの活動支援、県産材を活用した木造公共施設等への支援など
	石川県	いしかわ森林環境税	500円	水源地域等の手入れが不足した人工林を対象とした強度間伐の実施による針広混交林への誘導、NPO等が実施する小中学生を対象とした森林環境教育や森林体験活動への支援など
	和歌山県	紀の国森づくり税	500円	水源林等奥地などにおいて広葉樹等の導入の促進、NPOや市町村等地域の自発的な取組への支援、貴重な自然生態系を持つ森林等の公有林化、放置竹林の整備など
	広島県	ひろしまの森づくり県民税	500円	手入れ不足の人工林や放置された里山林の再生、地域住民等多様な主体による保全活動への支援、森林整備と資源活用のサイクル形成による森林の適正管理・整備拡大の促進など
	長崎県	ながさき森林環境税	500円	荒廃した人工林の切れ間伐や作業道の開設に係る経費を支援、地域の独自性と創意工夫による多様な取組を支援、地域の森林づくりや県産材の利用等の促進など
	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	800円	生育の思わしくないスギ人工林の針広混交林への誘導、環境教育等の場として利用するための里山林の整備、松くい虫被害を受けた松林の整備、県民提案による森づくり活動の支援など
H20	茨城県	森林湖沼環境税	1,000円	緊急に整備が必要な森林における間伐等の実施、里山林の整備、公共施設等の木造化・木質化など地域で流通する木材の利活用の推進、森林づくりや森林環境学習等の活動を行う団体に対する支援など
	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	公益的機能を発揮する上で特に重要な保安林等の人工林の強度間伐の実施、間伐材を利用した学習机や椅子の小中学校への配布、身近な森林整備や森を育む人づくりの取組の支援など
	長野県	長野県森林づくり県民税	500円	集落周辺の里山林における間伐の実施、市町村が開展開する森林づくり施策への支援、地域で流通する木材の利活用を通じた森林づくり等への取組の推進など
	福岡県	森林環境税	500円	長期間放置された荒廃した人工林の間伐、伐採後植林しないまま放置されている林地への広葉樹の植栽、松くい虫被害木伐採への助成、ボランティア団体・NPO等による森林づくり活動への支援など
	佐賀県	佐賀県森林環境税	500円	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導、市町村による荒廃した森林等の公有林化や公的管理の支援、県民等による荒廃した森林を再生する取組の支援など
H21	愛知県	あいち森と緑づくり税	500円	整備が困難な奥地等の森林の間伐や放置された里山林の再生、都市における身近な樹林地の保全や緑地の創出、市町村やNPOが行う環境保全活動や環境学習に関する取組の支援など
H23	宮城県	みやぎ環境税	1,200円	一定以上の県産材を利用した戸建て新築住宅に対する支援、若齢林の間伐の促進及び一体的に実施する作業道整備に対する補助、林地残材等の木質バイオマス資源の搬出や加工に係る支援など
H24	山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	500円	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導や里山林の整備、学校施設等への県産材使用、県民参加の森づくり活動への支援など
	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	1,000円	環境保全を目的とした人工林の整備、里山林の整備・利用の促進、生物多様性・水環境の保全、公共施設等における県産材の利用促進、地域が主体となった環境保全活動への支援など
H26	群馬県	ぐんま緑の県民税	700円	整備が困難な奥地等の森林の間伐、松くい虫被害木の除去等による荒廃した森林の再生・整備、森林環境教育の指導者育成、ボランティア団体・NPO等による森林づくり活動への支援など
	三重県	みえ森と緑の県民税	1,000円	災害緩衝林の整備、治山施設等に異常堆積した土砂や流木の除去、森林環境教育の指導者育成、市町村が行う森林づくり施策への支援など
H28	京都府	豊かな森を育てる府民税	600円	府庁舎等の木造化・木質化、商業施設、民間施設等の木造化・木質化支援、税の趣旨に合致する市町村事業への支援、地域住民が事業計画を策定した保安林における森林整備等への支援など
	大阪府	森林環境税	300円	小規模・分散化した森林の集約化や基幹的な作業道整備への補助、災害等の発生による民家や施設等への被害のおそれのある区域における森林の整備、保育園や幼稚園への内装木質化に対する必要経費の支援など

注:個人のほか、法人に対して均等割額5～11%相当額の範囲内で課税されている(神奈川県、京都府、大阪府はなし。高知県は個人と同額の500円/年)。

資料:平成28年版森林・林業白書(林野庁)

## (5) 森林吸収源対策のための税の動向

与党は、平成 28 年 12 月 8 日に示された「平成 29 年度与党税制改正大綱」(資料 4-13)において、「森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る。」と明記しました。

これを受け全国知事会は、「今後の検討にあたっては、地方公共団体の意見も踏まえながらとされていることから、地方の意見を十分踏まえ、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計するとともに、都道府県の役割や都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係について、しっかりと調整するよう強く求める。」との声明を公表しています(資料 4-14)。また、九州地方知事会や福岡県においても、同様の趣旨で国に対して提言・要望がなされています。

このような中、総務省は、「森林吸収源対策税制に関する検討会」を平成 29 年 4 月に設置し、森林環境税(仮称)の具体的な仕組み等について、検討を始めており、今秋を目途にとりまとめられることになっています。

平成 30 年度以降の「福岡県森林環境税」については、こうした国の動向や社会経済情勢を注視する必要がありますが、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しているため、本県の森林保全に向けた取組を停滞なく進めることが重要です。

### 資料 4-13 平成 29 年度与党税制改正大綱(H28.12.8)における「森林吸収源対策」関係部分

#### 6 森林吸収源対策

2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

(1) エネルギー起源 CO<sub>2</sub>の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の 3 省庁は、引き続き連携して取り組む。

(2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められるながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る。

資料 4-14 「平成 29 年度与党税制改正大綱」に対する全国知事会の声明（H28.12.8）-抜粋-

#### **4 森林吸収源対策のための税財源の確保について**

森林吸収源対策のための税については、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得るとされたが、これまで森林整備等に都道府県が積極的に関わってきていることについての対応、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係については示されておらず、また、税収を全額地方税財源とすること等の具体の制度設計についても触れられていない。

今後の検討にあたっては、地方公共団体の意見も踏まえながらとされていることから、地方の意見を十分踏まえ、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計するとともに、都道府県の役割や都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係について、しっかりと調整するよう強く求める。

## 5 県民の意見等

### (1) シンポジウム みんなで考えよう「ふくおかの森林」

- 主 催： 福岡県  
目 的： 森林環境税の導入から10年目の節目を迎えるにあたって、県民と一緒に今後の「ふくおかの森林」について考える。  
開催月日： 平成29年2月5日（日）  
開催場所： FFGホール（福岡市中央区天神）  
参加者： 468名



パネルディスカッションの様子

#### 内容

- ①福岡県森林環境税の取組と森林の現状について報告
- ②基調講演「真の森林・林業再生と中山間地域再生のカギ『自伐型林業』」  
講師：中嶋健造氏（NPO法人土佐の森・救援隊理事長）
  - ・自伐型林業は収入を上げる作業と良好な森づくりを両立させる優れた環境保全型林業
- ③森林づくり活動公募事業取組事例の発表
  - ・糸島木の駅プロジェクト実行委員会（森林環境教育）
  - ・特定非営利活動法人北九州ビオトープ・ネットワーク研究会（里山の保全）
  - ・NPO法人がんばりよるよ星野村（森林の整備・保全）
- ④パネルディスカッション「ふくおかの森林を未来へ繋ぐために」
  - 主な発言内容
    - ・荒廃森林の再生は進んでいるが、今後荒廃する恐れのある森林については、将来的に公益的機能が發揮出来る森林への誘導が必要。
    - ・地域や所有者自ら行う『自伐型林業』による森林整備を提案。
    - ・所有者の山に対する関心は低くなっており、森林技術者の育成、確保が急務。
    - ・森林を五感で体感することは子どもたちの人間形成にとって大変効果的。
    - ・身近な森林の整備を行い、それを情報発信していくことが非常に重要。
    - ・森林の運営には社会的支えが必要で、森林環境税の用途は今後の検討課題。

⑤参加者に対するアンケートの実施

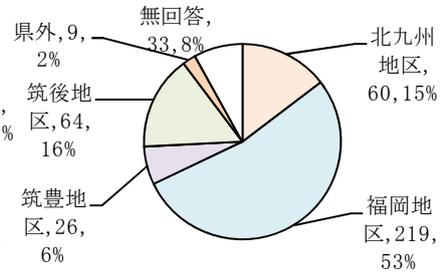
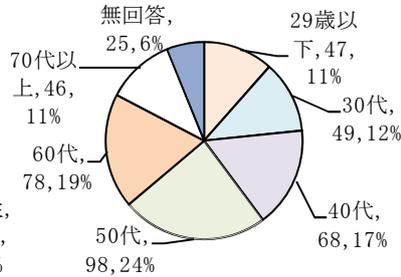
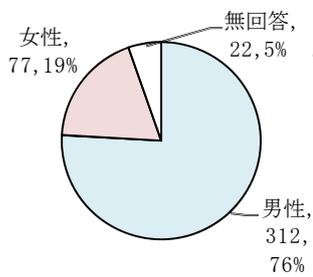
○アンケート結果（回答数 411）

問1 あなたの性別・年齢・お住まいの地域について教えてください。

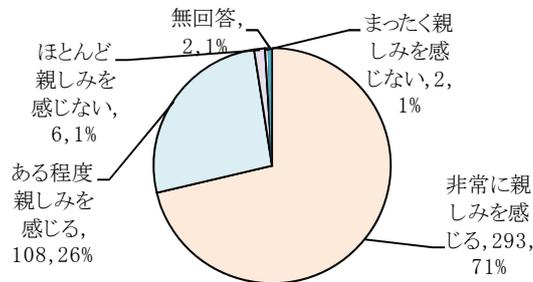
○性別

○年齢

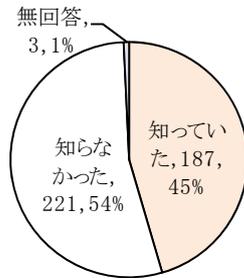
○お住まいの地域



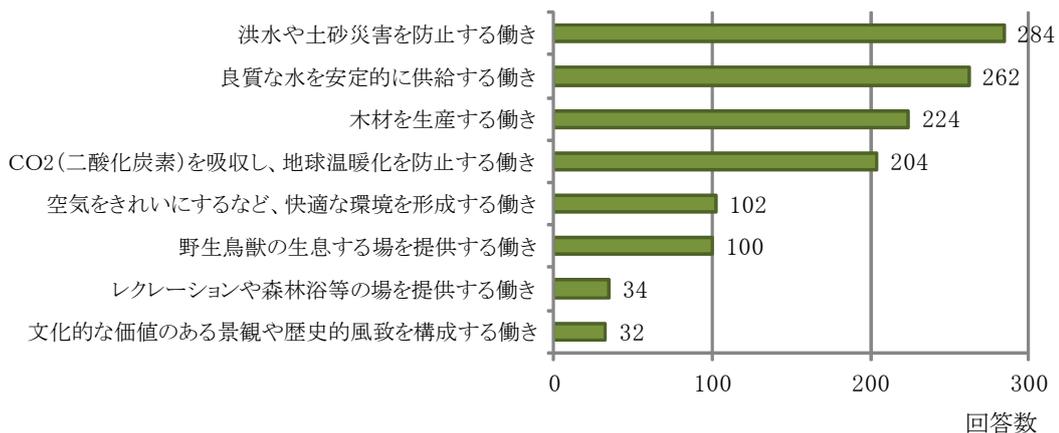
問2 あなたは、森林に親しみを感じますか？



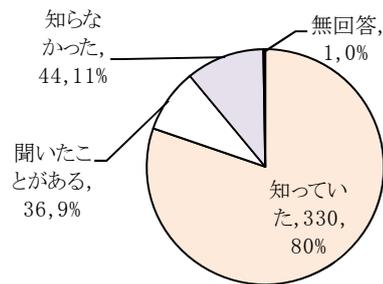
問3 福岡県の森林面積は県土の45%ですが、森林面積の多い上位5市町村は、1位八女市、2位北九州市、3位朝倉市、4位添田町、5位福岡市であり、都市部にも広く森林が分布しています。このことについてあなたはご存じですか？



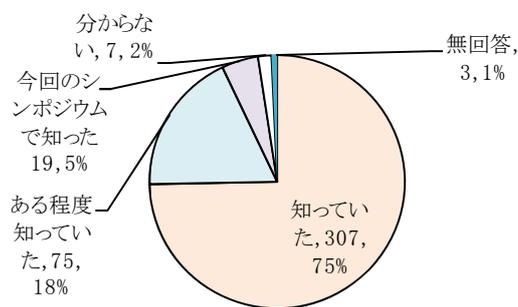
問4 あなたが特に重要と思う森林の働きはどのようなものだと思いますか？（3つ選んでください）



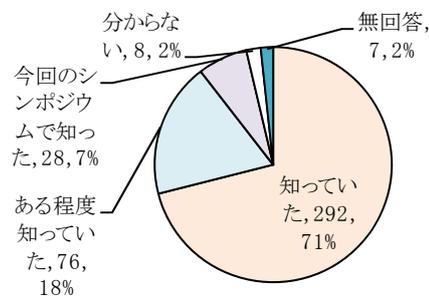
問5 福岡県の森林環境税についてあなたはご存じですか？



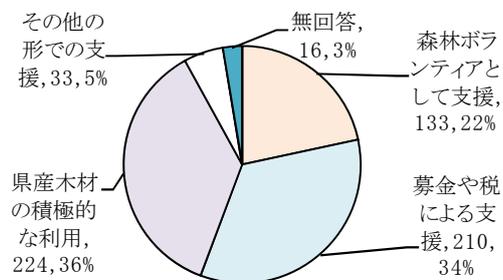
問6 森林の荒廃が、森林の働きに重大な影響を与えるということをあなたはご存じですか？



問7 木材価格の大幅な下落等により、植栽や下草刈り、間伐、枝打ちなどの手入れができず、今後も新たな荒廃森林が発生する恐れがあることをあなたはご存じですか？



問8 荒廃した森林を再生したり、森林の荒廃を未然に防ぐためには手入れが必要です。あなたはどのような方法で支援できるとお考えですか？（複数回答）



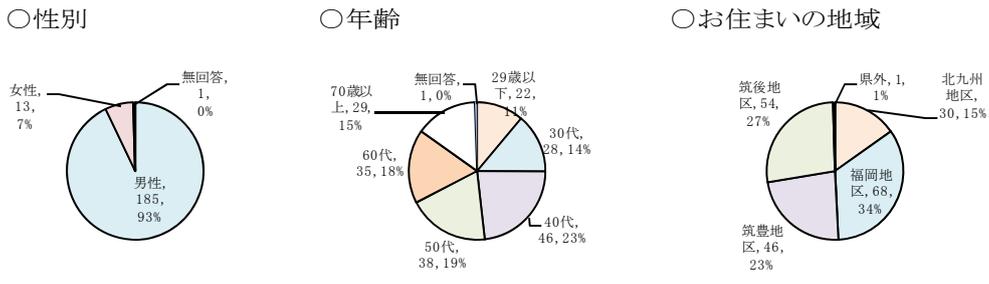
## 問9 シンポジウムに参加された感想、また、その他ご意見がありましたらお聞かせください。

- ・ 森林は日本人を育ててきた大切な宝です。日本は気候・土壌が良く、破壊されても緑が再生しやすい特徴があり、人々はその大切さに気づきにくい面がありますが、単に緑があるだけでなく、その質も重要なことが今回のシンポジウムで理解できた。この大切な森林を後生に引き継ぐため、しっかり対策を考えていきたい。
- ・ 大切な森林がかなり荒廃している問題、森林環境税のこと、その問題について取り組まれていることなど知ることができて大変良かった。まずは大切なふくおかの森林を子や孫たちのためにも真剣に考え、その問題に取り組んでいかなければと思います。
- ・ いつまでもダラダラと森林環境税による支援もいかなものか。支援が不要となるような林業行政の推進の検討も必要では。
- ・ 木材消費の大きなウエイトを占めている住宅の着工戸数が減る中、これからの林業、森林の状態が心配です。海外への輸出等も大事になるのかなとも思います。
- ・ 業として成り立たないとしても、森林の公益的機能は最低限維持していく必要がある。その最低ラインを守るために、税を投入することは、致し方ないのではないのでしょうか。
- ・ 中嶋氏の講演内容は目からウロコであるが、皆が同じ経営をすれば皆が良くなるのか？一つのやり方として、良い（おもしろい）講演だった。
- ・ 自伐型林業は福岡で実現できるのか、実現させるためにはどうすれば良いのかしっかり考えたいです。
- ・ 「自伐型林業」が再生のカギということはよく分かりましたが、福岡の山は持ち主が少ない面積しか持っていない人が大半なので、意識を高めていくことが、これから必要だと思います。
- ・ 自伐型林業が良いことだと中嶋氏の意見だが、県内には小面積の林家が大多数であることを考えれば、福岡県には向いてない。ただし、中規模面積を所有する財産区等と森林組合がリンクして自伐林業を行うと将来は50～100haの単位の安定した林業が可能になるのでは？ひいては、サステナブルな新しい日本型林業ができるのでは？
- ・ 中嶋氏の講演は従来の常識的な森林・林業に対するものが一変させられた。若い人への啓発が広がれば就業者も増えるのではないか。事例発表もそれぞれ特徴があり、参考になった。どれも若い人たちへの継承が大切と思い、同感することも多い。自分の地域でも多くの方々、特に若い人、関係者・団体との結びつき、交流が大事と思った。
- ・ 所有者の家族間ですら相続する意識が薄くなっており、森林所有に対する負担感が大きくなっている。無関心や、森林組合任せになっており、利益が出ないなら何もしないという森林所有者が増えている。森林環境税での間伐は有効であるので、引き続き事業の継続をお願いしたい。
- ・ 意義のある活動だと思いますので、今後もこのようなシンポジウムの開催をお願いします。継続することが大切です。
- ・ シンポジウムの参加者の多さに驚きました。森林環境に興味を持ち、真剣に考え取り組まれている方が多いということだと思います。私もその一人として得た知識を有意義に活かして森林環境の改善に取り組んでいけたらと思います。

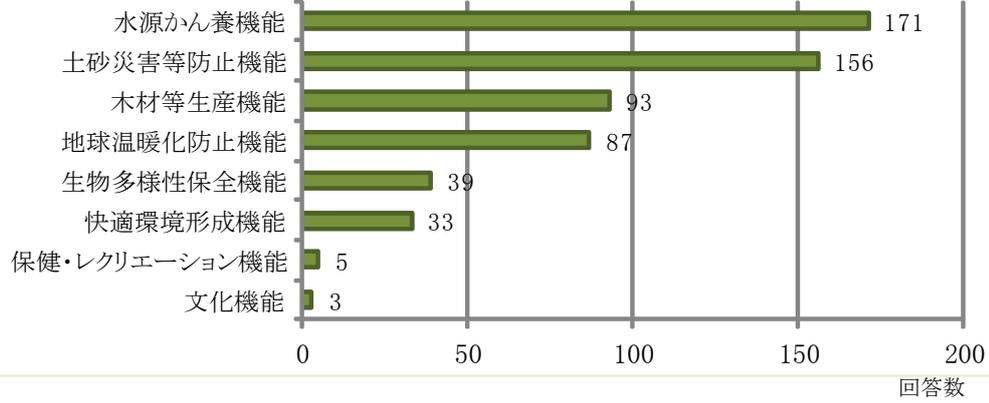
**(2) 市町村、関係団体等への説明会**

平成 29 年 1 月 17 日から 26 日にかけて、県内 7 箇所で、市町村や関係団体等に対し、森林環境税によるこれまでの取組や、本県森林の現状と課題、森林保全の施策、第 3 回検討委員会までの検討状況等について、説明会を実施し、市町村 74 名、林業関係団体 14 名、林業事業体 51 名、森林ボランティア団体 64 名、計 203 名の参加があり、参加者へのアンケート結果は、下記のとおりでした。(回答数 199)

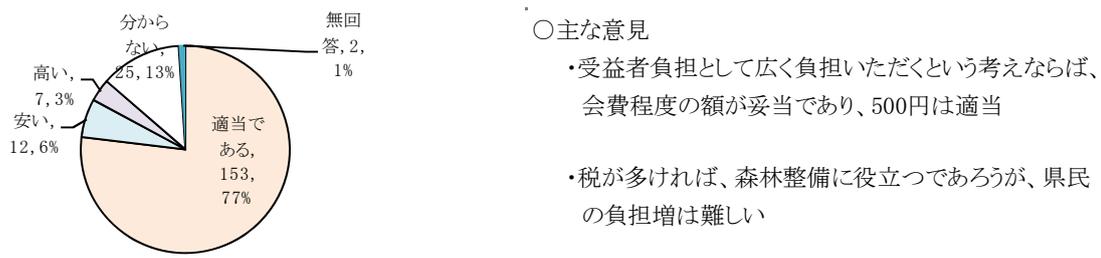
**問1 あなたの性別・年齢・お住まいの地域について教えてください。**



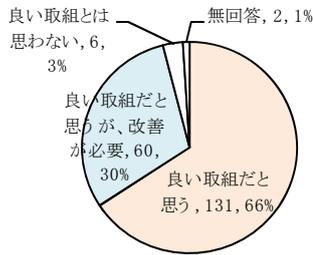
**問2 森林の有する機能について教えてください。(8つの機能のうち、あなたが特に重要だと思う3つの機能を選択ください。)**



**問3 森林環境税の負担額について教えてください。**  
 (荒唐森林約2万9千haを10年間で再生することを目標に、概ね130億円の費用の財源を確保するため、森林環境税導入時に検討した結果、森林の有する公益的機能の恩恵はすべての県民が享受していることから、県民に広く公平に森林環境税の負担を求めることが適当とされ、その税額として、本県では年間、個人500円、法人5%相当額を負担していただいております。この負担額についてどう思われますか?)

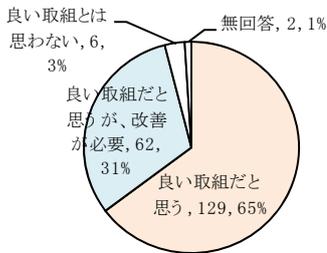


問4 今後10年間で公益的機能の発揮ができなくなる恐れのある森林約1万haでの、公益的機能の長期的発揮に向けた手法、「強度間伐」についてどう思われますか？



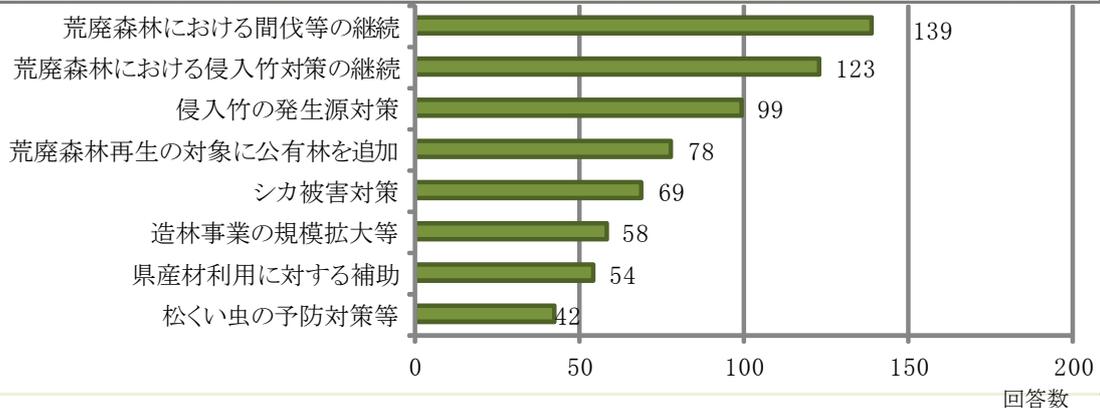
- 改善点に関する主な意見
  - ・搬出木材の処理について、具体的な対策が必要
  - ・主伐も必要
  - ・風害が心配
  - ・森林所有者の理解が得られるか不安
- 良い取組とは思わない主な理由
  - ・所有者にとっては、何らメリットがない
  - ・自然林ではなく、高齢級な山へ誘導すべき

問5 今後、公益的機能の発揮ができなくなる恐れのある森林約2万haでの、公益的機能の長期的発揮に向けた手法、「間伐を繰り返す体制の構築」についてどう思われますか？

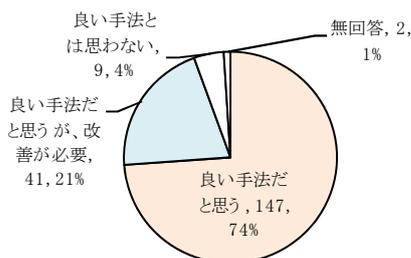


- 改善点に関する主な意見
  - ・20年ではなく10年に1度間伐が必要
  - ・森林所有者は高齢化が進んでおり、そこまでの意欲があるか問題
  - ・森林組合や市町村との連携が必要
  - ・適正伐期を過ぎた林分が多いため、主伐をし循環した方がよい

問6 地域の実情に応じた取組のうち、公益的機能の発揮に向け、森林環境税を財源として取り組むと思うべきものを選択ください。(複数回答)

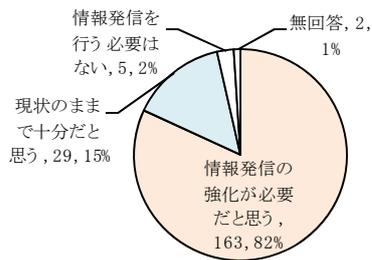


問7 森林づくり活動の取組を広げる「手法」、についてどう思われますか？



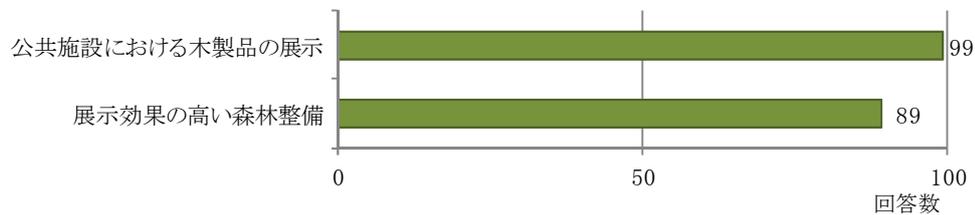
- 改善点に関する主な意見
  - ・基準を分かりやすくすることが必要
  - ・細かく分けすぎると、逆に取り組みにくくなる
  - ・活動内容により審査基準を決めた方がよい。また、支援期間も検討が必要
- 良い取組とは思わない理由
  - ・補助事業ありきのボランティアだと補助がなくなると続かない。補助の回数の制限や、他補助金へ移行できるようにすべき

問8 森林の重要性に関する「情報発信」について、どう思われますか？



- 強化が必要と思う主な理由
  - ・税金を使っている以上、情報発信は必要
  - ・小中高など各段階における手法を拡充
  - ・チラシ等が少ない
- 現状のままで十分と思う主な理由
  - ・できる限り程度でよい
- 情報発信を行う必要はないと思う主な理由
  - ・既存予算で行うべき
  - ・公募事業で取り組めばよい

問9 地域の実情に応じた取組のうち、森林を守り育てる気運の向上に向け、森林環境税を財源として取り組むと思うべきものを選択ください。(複数回答)



<その他、森林環境税に対するご意見>

- ・まだまだ施業の必要な森林は多い。森林所有者に、自分の山の手入れの必要性を感じていない方が多い。森林整備の必要性を感じてもらうきっかけは荒廃森林再生事業で、山の施業を経験してもらい、山に関心を持ってもらう事が大事
- ・環境税だけでは、現在の林業、森林が抱えている課題を解決するのは厳しい。林業者への補助を大きくし、生活ができる環境を作ることも大事と思います
- ・対象森林はまだ多くある、是非森林環境税を継続して欲しい、森林所有者にも環境にもいい取組
- ・必要かつ良い税制だと思います。県民全体が森林の必要性、重要性を知る機会を多く作ってください



説明会の様子  
(筑後市)



説明会の様子  
(行橋市)

### (3) パブリックコメント

平成 29 年 4 月 3 日から 5 月 2 日までの 30 日間、福岡県森林環境税検討委員会の中間報告に対するパブリックコメントが実施されました。その結果、133 件の意見があり、うち中間報告に沿う主旨の意見は約 6 割に相当する 77 件でした。

平成 29 年 5 月 19 日に開催した第 5 回検討委員会において、提出された 133 件の意見に対する検討委員会の考え方についてまとめました。

項目	検討委員会の考え方				計
	中間報告に沿った意見	中間報告に沿うものの、最終報告で丁寧な説明が必要な意見	一般対策で対応済みであることを最終報告に記載し、県民に広く周知することが必要な意見	森林環境税の主旨になじまないため、対応すべきでないことを、今後、県民に対して理解を求めていく必要がある意見	
1 森林環境税の継続について	11	0	0	0	11
2 公益的機能の発揮に向けた施策について	44	7	19	35	105
(1) 制度関連	7	0	0	21	28
(2) 間伐・その他保育	25	7	0	14	46
(3) 松くい虫対策	5	0	0	0	5
(4) 竹林対策	7	0	10	0	17
(5) 獣害対策	0	0	9	0	9
3 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策について	7	0	0	1	8
4 その他	0	8	0	1	9
計	62	15	19	37	133

パブリックコメントの全意見と検討委員会の考え方については、参考資料（資料 5）に掲載しています。

## 6 今後の森林環境税の在り方

「1 森林環境税導入の経緯、2 森林環境税の収入状況等、3 森林環境税を活用した事業と成果、4 森林・林業を取り巻く情勢、5 県民の意見等」の状況を総合的に判断すると、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いており、県民の安全・安心な暮らしを支えるため、福岡県森林環境税を継続して、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施していくことが適当と考えられます。

### (1) 今後必要な施策

#### <森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策>

これまで、既に荒廃した森林では土砂災害や洪水、渇水等が発生することが懸念されたため、公益的機能の回復を目的に緊急に再生する取組が進められ、既に荒廃した森林については、平成 29 年度までに概ね再生される見込みですが、全ての荒廃森林の再生が必要です。今後新たに荒廃する恐れのある森林約 3 万 ha は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組が必要です。また、海岸防風林の保全など、地域の実情に応じた取組も必要で、具体的には次の施策が考えられます。

- ①H30～H39 の 10 年間で公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林（約 1 万 ha）では、強度間伐<sup>※1</sup>を実施し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導。
- ②H30～H39 の 10 年間では公益的機能を発揮するものの、その後、発揮できなくなる恐れのある森林（約 2 万 ha）では、間伐を繰り返し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導。具体的には、70 年生まで概ね 20 年に 1 度、間伐を実施できる自伐林家<sup>※2</sup>の育成等。
- ③海岸防風林の松くい虫対策については、駆除対策だけでなく予防対策への支援も強化し、松くい虫被害を沈静化。

※1 強度間伐：公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐（間伐率は一律ではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて適切に設定）

※2 自伐林家：伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う森林所有者等（所有者から委託を受けて森林整備に取り組む林研グループ等を含む）

私有林を県民の費用負担で整備することから、実施にあたっては事業効果が長期的に担保されることが必要です。

これまで、間伐等の効果を担保するため、転用等の森林所有者の権利を制限する 20 年間の協定を締結し、事業が実施されていきました。5 年目の見直し時には、協定期間が長すぎるとして同意が得られにくいことが課題となっていました。しかし、協定期間については、長期間放置された荒廃森林を県民の税負担により整備することから、森林の有する公益的機能を維持する期間として 20 年と定めているため、協定期間の短縮は困難とされました。

①～③の施策は、公益的機能を長期的に発揮させる取組となるため、下記により事業効果を担保する必要があります。

①については、保安林に指定し、事業効果を長期的に担保することが必要です。また、保安林制度では制限されない伐採木の保管・処分等を規定した協定の締結も必要です。保安林に指定されると土地の形質の変更などの行為が制限されるため、協定の期間については、現行の協定で主伐の制限期間となっている5年間で妥当と考えられます。

②については、間伐材の需要者や流通事業者等とも連携し、間伐を繰り返す体制を長期的に保つ仕組みづくりが必要です。

③については、森林病虫害等防除法第7条の5及び第7条の10に規定される、海岸防風林における保全すべき松林で実施すべきと考えられます。

また、林業労働力等の状況を勘案すると、上記の取組を平成30年度から10年計画で実施することが適当です。

#### 【公益的機能を長期的に発揮する森林の姿（イメージ）】

○スギ・ヒノキ等の針葉樹と  
広葉樹が混在する森林



○成立本数が少ない  
高齢級スギ・ヒノキ林



○潮風や飛砂から家屋等を保全する  
海岸沿いの松林



#### ＜もりもり森林を守り育てる気運の向上に向けた施策＞

森林の有する公益的機能は県民が広く公平に享受しているという視点に立ち、今後一層、森林を県民共有の財産としてもりもり育てる気運の向上に向けた施策も行う必要があります、具体的には次の施策が考えられます。

- ④もりもり森林づくり活動の公募事業については継続が必要なものの、参加者数の増加に向け、これまで一律に設けていた審査基準や支援内容を、応募団体の状況に応じた形で設定。
- ⑤森林の重要性の普及啓発に向け、森林環境教育、安全講習会等、様々な機会・媒体を通じた情報発信を強化。
- ⑥展示効果の高い森林整備や、公共施設における木製品の展示を実施し、県民が森林や木に触れあう機会を拡大。

#### 【施策のイメージ】

○県民参加のもりもり森林づくり



○森林環境教育



○公共施設における  
木製品の展示



なお、これらの施策については、平成 29 年 3 月に県が策定した福岡県農林水産振興基本計画の施策の展開方向「農林水産業が持つ多面的機能を維持・増進」等に位置づけられています。

また、パブリックコメントで意見のあった竹林対策やシカを中心とした獣害対策については、造林補助事業等の既存事業により、既に対策が講じられています。

既存事業の詳細については、参考資料（資料 6）に掲載しています。

## （2）課税の在り方

今後必要な施策に要する費用を合計すると、130 億円～140 億円になると見込まれますが、その財源については、森林の有する公益的機能の恩恵は、全ての県民が享受していることから、県民に広く公平に負担を求めている、現在の「福岡県森林環境税」の仕組み\*を継続することが適当と考えられます。

また、限られた森林環境税収入の適切な配分と効率的な執行に努めるとともに、事業の成果は、福岡県森林環境税事業評価委員会において評価し、県民に公表して透明性を確保する必要があります。

さらに、森林吸収源対策のための税を含めた社会経済情勢の変化等を踏まえ、一定期間経過後に、福岡県森林環境税の在り方について再度検討を行う必要があります。

### ※ 現在の「福岡県森林環境税」の仕組み

課税の仕組み：	地域社会の会費としての性格を有する県民税均等割に一定額を上乗せする方式
税 率：	（個人） 年額500円
	（法人） 資本金等の額に応じて年額1,000～40,000円 （法人県民税均等割に5%相当額を上乗せ）



## 【 参 考 資 料 】

### ( 目 次 )

資料 1	福岡県森林環境税条例	47
資料 2	福岡県森林環境税基金条例	49
資料 3	福岡県森林環境税検討委員会設置要綱	50
資料 4	福岡県森林環境税検討委員会の経過	52
資料 5	中間報告に対するパブリックコメントの結果	55
資料 6	森林・林業に係る主な一般対策	67

## ○ 福岡県森林環境税条例

平成十八年十二月二十七日  
福岡県条例第六十二号

福岡県森林環境税条例をここに公布する。

福岡県森林環境税条例

(課税の目的)

第一条 県は、県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例として森林環境税を課する。

(定義)

第二条 この条例において「森林環境税」とは、次条及び第四条第一項の規定による加算額をいう。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第四条 法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十条の十二の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第二十条の十二第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「福岡県森林環境税条例(平成十八年福岡県条例第六十二号)第四条第一項」とする。

(基金への積立て)

第五条 知事は、森林環境税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、福岡県森林環境税基金(福岡県森林環境税基金条例(平成十八年福岡県条例第六十四号)に基づく福岡県森林環境税基金をいう。)に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成一九年規則第六四号で平成二〇年四月一日から施行)

(個人の森林環境税に関する経過措置)

- 2 第三条の規定は、施行日の属する年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、施行日の属する年度前の年度分の個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(法人等の森林環境税に関する経過措置)

- 3 第四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率について適用し、施行日前に開始した事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(検討)

- 4 知事は、この条例の施行後十年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平二四条例七二・一部改正)

(特例)

- 5 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第三条の規定の適用については、同条中「第二十条の六」とあるのは「付則第六条の二第四項」と、「同条に定める額」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十条の六に定める額」とする。

(平二四条例七・追加)

附 則(平成二四年条例第七号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年条例第七二号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○ 福岡県森林環境税基金条例

平成十八年十二月二十七日  
福岡県条例第六十四号

福岡県森林環境税基金条例をここに公布する。  
福岡県森林環境税基金条例

## (設置)

第一条 森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県森林環境税基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、福岡県森林環境税条例(平成十八年福岡県条例第六十二号)第五条の規定により基金に積み立てる額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

## (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。  
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

## (繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

## (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、福岡県森林環境税条例の施行の日から施行する。  
(施行の日=平成二〇年四月一日)

## ○ 福岡県森林環境税検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡県森林環境税条例（平成18年福岡県条例第62号。以下「条例」という。）附則第4項に規定する、条例施行後11年目となる、平成30年度以降の森林環境税について具体的な検討を行うため、「福岡県森林環境税検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果について知事に報告する。

- (1) 条例の施行状況に関すること
- (2) 社会経済情勢の推移等に関すること
- (3) 森林保全のための施策に関すること
- (4) 施策に係る負担のあり方に関すること
- (5) その他目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、農林水産部長の要請により委員長が招集する。ただし、この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が当たる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、農林水産部林業振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年10月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

福岡県森林環境税検討委員会名簿

氏名	所属	備考
朝廣 和夫	九州大学大学院芸術工学研究院 准教授	副委員長
岩崎 成敏	福岡商工会議所税制委員会 委員長	
久保田哲也	九州大学大学院農学研究院 教授	委員長
柴富 伸子	特定非営利活動法人 コンシューマー福岡 理事長	
中村 由美	J A福岡県女性協議会 会長	
縄田 真澄	福岡経済同友会 事務局長	
野見山和子	ふくおか森林インストラクター会 理事	
畑中美津子	福岡県漁協女性部協議会 副会長	
平川 光臣	福岡県森林組合連合会 副会長	
松永 智幸	福岡県町村会 事務局長	
山崎美代子	福岡県商工会女性部連合会 副会長	
吉田 秀一※	福岡県市長会 事務局長	

(掲載順：50音順)

※平成28年10月6日から29年4月18日までは井上秀敏氏が在任

## ○ 福岡県森林環境税検討委員会の経過

## 【第1回検討委員会】

- 1 日 時 平成28年10月6日（木曜日）13時30分～15時25分
- 2 場 所 福岡県吉塚合同庁舎 特5会議室
- 3 内 容
  - (1) 委嘱状交付
  - (2) 委員長選出
  - (3) 議事
    - ・森林環境税によるこれまでの取組



第1回検討委員会の様子

## 【第2回検討委員会】

- 1 日 時 平成28年11月17日（木曜日）15時00分～16時40分
  - 2 場 所 福岡県庁 特1会議室
  - 3 議 事
    - (1) 森林環境税によるこれまでの取組の詳細
    - (2) 本県森林・林業の現状と課題
- ※ 検討委員会に先立ち、うきは市において「健全な森林」、「荒廃した森林」の現地視察を実施



第2回検討委員会の様子



現地視察の様子

**【第3回検討委員会】**

- 1 日 時 平成28年12月20日（火曜日）13時30分～16時00分
- 2 場 所 福岡県庁 特1会議室
- 3 議 事
  - (1) これまでの取組に係る県民へのアンケート結果について
  - (2) 森林保全のための施策について
  - (3) 県民への意見聴取について



第3回検討委員会の様子

**【第4回検討委員会】**

- 1 日 時 平成29年2月17日（金曜日）13時30分～15時50分
- 2 場 所 福岡県庁 特1会議室
- 3 議 事
  - (1) 中間報告のとりまとめについて
  - (2) パブリックコメントの実施について



第4回検討委員会の様子

**【第5回検討委員会】**

- 1 日 時 平成29年 5月19日（金曜日）13時30分～16時00分
- 2 場 所 福岡県庁 特1会議室
- 3 議 事  
(1) 中間報告に対する意見募集の結果について



第5回検討委員会の様子

**【第6回検討委員会】**

- 1 日 時 平成29年 6月27日（火曜日）13時30分～14時50分
- 2 場 所 福岡県庁 特1会議室
- 3 議 事  
(1) 最終報告のとりまとめについて



第6回検討委員会の様子

※ 検討委員会の資料及び議事録の概要は、県のホームページで公開されています (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kentou28-1.html>)。

## ○ 中間報告に対するパブリックコメントの結果

## 1 森林環境税の継続について

## 【中間報告に沿った意見 11件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
1	森林環境税の継続を願う。	中間報告において、「森林を森林所有者だけの林業活動だけでは支えられない状態が続いており、県民の安全・安心なくらしを支えるため、森林環境税を継続して、森林保全に向けた施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。
2	多くの森林所有者から森林環境税を継続して欲しいと言われている。	同上
3	森林環境税は引き続き徴収すべき。	同上
4	森林環境税による事業の継続を希望する。	同上
5	今後も森林環境税を継続して、森林保護を行っていくべき。	同上
6	森林の整備を行うために、県民から税金を集めるのは良いことだと思う。継続して、森林整備に力を入れて欲しい。	同上
7	今後も継続的に森林保全整備に森林環境税を活用して頂き、10年間の活動を有意義なものして頂きたい。	同上
8	継続的に対象森林の手入れを行っていくことが必要。	同上
9	森林環境税は是非このまま続けて、できたら時限的でなく、恒久的に制度化していただきたい。	中間報告において、「森林を森林所有者だけの林業活動だけでは支えられない状態が続いており、県民の皆様の安全・安心なくらしを支えるため、森林環境税を継続して、森林保全に向けた施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。 なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ、一定期間経過後に森林環境税の在り方について検討していくことが必要と考えます。
10	森林環境税を継続し、森林保全のため、長期的な取組が必要。	同上
11	森林環境税は山村地域での雇用創出に繋がっている。是非とも継続願う。	中間報告において、「森林を森林所有者だけの林業活動だけでは支えられない状態が続いており、県民の皆様の安全・安心なくらしを支えるため、森林環境税を継続して、森林保全に向けた施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。 また、荒廃森林再生事業の実施により、平成27年度までの8年間で延べ約27万人・日の雇用創出があったと試算しており、山村地域における雇用促進や活性化に寄与していると考えます。

## 2 公益的機能の発揮に向けた施策について

### (1) 制度関連

#### 【中間報告に沿った意見 7件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
12	森林所有者に負担がない施策を今後 も実施して欲しい。	対象森林では、所有者の林業活動だけでは、森林の有する公益的機能を発揮できない状態にあるため、県民に広く公平に負担を求め、機能を発揮させる必要があると考えます。
13	森林経営計画対象地以外の森林整備 への補助を求める。	対象森林は、所有者の林業活動だけでは、森林の有する公益的機能が発揮できない森林となる見込みであるため、森林経営計画の対象地以外と考えます。
14	林業労働力の減少を防ぐため、人材 育成に取り組んで欲しい。	中間報告において、「公益的機能が発揮できる森林に誘導するため、間伐を実施できる人材の育成等に取り組む」との方向性を示したところです。
15	協定期間(20年)を短縮して欲しい。	これまで、間伐等の効果を担保するため、転用等の森林所有者の権利を制限する20年間の協定を締結し、事業が実施されていました。 しかし、協定期間が長すぎるとして、同意が得られにくいことが課題となっていました。 このため、中間報告において、事業効果を長期的に担保するため、対象森林を保安林に指定するとともに、主伐の制限、伐採木の保管・処分について、5年間の協定締結が必要との方向性を示したところです。
16	協定期間(20年)を短縮して欲しい。	同上
17	協定期間を緩和して欲しい。	同上
18	協定締結率向上のため、所有者との つながりが必要。	森林環境税を財源とした事業を推進するため、協定締結に向けた森林所有者への普及啓発は重要であると考えます。

#### 【森林環境税の主旨になじまないため、対応すべきでないことを、今後、県民に対して理解を求めていく必要がある意見 21件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
19	メニュー幅を広げ、植栽・鳥獣害・ 下刈にも活用できるようにして欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、植栽、鳥獣害、下刈に対する支援については、造林補助事業等で取り組まれていると考えます。
20	間伐に対する助成を実施すべき。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、間伐に対する支援については、造林補助事業等で取り組まれていると考えます。

21	小規模森林所有者への直接支援が必要。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、小規模森林所有者に対する支援については、造林補助事業等で取り組まれていると考えます。
22	下刈り5年間の補助事業後の育林刈りを実施して欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、2齢級までの下刈りであれば、必要に応じて造林補助事業で取り組むことができると考えます。
23	下刈り5年間の補助事業後の育林刈りを実施して欲しい。	同上
24	下刈り補助事業5年間完了後の事業の継続を希望する。	同上
25	林業従事者の雇用を確保するための事業費上乗せを実施して欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、林業従事者の雇用に対する支援については、「緑の雇用」事業等で取り組まれていると考えます。
26	造林補助金の上乗せをして欲しい。 (シカ防護柵、再造林)	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、再造林や鳥獣害防止施設への上乗せ補助については、県単造林事業で取り組まれていると考えます。
27	造林補助事業への上乗せ補助を実施して欲しい。	同上
28	「市町村提案型の公益的機能の発揮に向けた施策を行う」を施策に追加すべき。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。
29	搬出できる箇所は搬出し、森林所有者に少しでも還元することが必要。そうすることにより、森林所有者に関心を持ってもらい、積極的な森林整備や施業委託を促すのも方策。	同上
30	森林所有者への利益の還元を希望する。	同上
31	伐採木の売上を森林所有者へ還元できるような制度を追加すべき。	同上
32	「林業経営」が現在の情勢下で成り立つための施策について、総合的に捉えた上で、環境税を活用した新たな森林機能保全に向けた取組を希望する。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、林業経営を支援する取組については、主伐材流通促進事業等で取り組まれていると考えます。
33	持続可能な森林経営が実現できる支援策等を検討してもらいたい。	同上

34	地域ごとに大型移動式のチップパーを貸与する等、検討願いたい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、大型移動式チップパーの導入に対する支援であれば、森林・林業再生基盤づくり交付金で取り組むことができると考えます。
35	木材の活用に取り組むべき。具体的には、川下の加工業者・流通業者・設計者・工務店などにも何かしらの補助を行ってほしい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 なお、川下の加工業者等に対する支援については、森林・林業再生基盤づくり交付金等で取り組まれていると考えます。
36	森林環境税を使い「荒廃森林の再生を行う」対象森林をあまり絞り込むことは得策ではない。 荒廃状況や土砂の流出状況、緊急性などに応じて、多様な対策が行えるようにして欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 対象となる森林については、下草や表土流出の状況等により決定していく必要があると考えます。
37	規制を緩和して、より多くの森林整備等をして欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 対象となる森林については、下草や表土流出の状況等により決定していく必要があると考えます。
38	里山広葉樹の再生を追加すべき。	里山を含め、林業経営が困難な人工林で、今後公益的機能を発揮できなくなる恐れのある森林すべてを対象とすることが重要と考えます。
39	対象森林を市有林にも拡充して欲しい。	公有林の管理が既に公的負担により行われているものと考えます。

## (2) 間伐・その他保育

### 【中間報告に沿った意見 25件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
40	私有林を県民からの税金で手入れする以上、効果が目に見えて分かるぐらいでないといけなないので、強度間伐を実施することは良いことだと思う。	中間報告において、「強度間伐を実施し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導する」との方向性を示したところです。
41	「荒廃森林再生事業及び松くい虫被害対策強化事業」は今後も継続すべき。	荒廃森林再生事業については、中間報告において、「公益的機能の発揮に向けた施策」を実施するとの方向性を示したところです。 また、松くい虫被害対策強化事業については、中間報告において、「駆除対策だけでなく予防対策への支援も強化し、松くい虫被害を沈静化」するとの方向性を示したところです。
42	今後新たに荒廃する恐れのある森林の整備は必要だと思うが、現に荒廃している森林の整備が優先ではないか。 荒廃森林再生事業の継続は、このために必要。	現在の荒廃森林については、平成20年度から28年度までの9年間に、約24,000haの荒廃森林を整備し、目標の29年度までに所有者自らが間伐するものを含め、概ね再生される見込みですが、森林所有者や境界が不明なことにより、平成29年度までの事業実施が困難となっている荒廃森林が一部残ります。 このため、全ての荒廃森林の再生が必要との方向性を示したところです。

43	強度間伐については賛成だが、災害の拡大の未然防止や材の有効利用を図るため、可能な範囲で搬出を行うことを検討して欲しい。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。 ただし、一律に間伐率を設定するのではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて、適切な間伐率を決定する必要があります。 また、林地に陽光をあてるため、必要に応じて伐採した木材を搬出する必要があります。
44	70年生まで概ね20年に1度の間伐を繰り返す方法は大変良い方法であり、人材育成についても、早急に行って欲しい。	中間報告において、「間伐を繰り返し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導するために、70年生まで概ね20年に1度、間伐を実施できる人材の育成に取り組む」との方向性を示したところです。
45	70年生まで概ね20年に1度の間伐を繰り返す方法は大変望ましいと思う。	同上
46	福岡市内において、現在の荒廃森林再生事業の内容を継続して欲しい。	現在の荒廃森林については、平成20年度から28年度までの9年間に、約24,000haの荒廃森林を整備し、目標の29年度までに所有者自らが間伐するものを含め、概ね再生される見込みですが、森林所有者や境界が不明なことにより、平成29年度までの事業実施が困難となっている荒廃森林が一部残ります。 このため、全ての荒廃森林の再生が必要との方向性を示したところです。 なお、次期対策の内容については、福岡市内だけでなく、県全域での取組が必要と考えます。
47	過去に荒廃森林再生事業で間伐された森林は間伐が不足しているように感じた。 もう少し間伐率を上げた方が良いのではないか。	中間報告において、「強度間伐を実施し、公益的機能が発揮できる森林へ誘導する」との方向性を示したところです。
48	繰り返し間伐を行うことは必要と考える。	同上
49	強度間伐とは具体的にどのようなものなのか。	強度間伐とは、より少ない間伐回数で、公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定する間伐のことです。
50	なぜ強度間伐を行う必要があるのか。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。
51	強度間伐の間伐率は、現場に応じた間伐率を希望する。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。 ただし、一律に間伐率を設定するのではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて、適切な間伐率を決定する必要があります。
52	一概に強度間伐でなく、複数の間伐率で間伐を実施して欲しい。	同上
53	森林の状況により、適切な間伐率があり、何を根拠に強度間伐を実施するのか分からない。	同上
54	強度間伐の間伐率について、下限を20～25%程度にするべきだと思う。	同上

55	強度間伐を行う前、もしくは同時に境界を明確にする必要があると思う。森林環境税を境界を明確化する費用に充ててもよいのではないか。	強度間伐は、施業区域の境界を明確にした上で実施する必要があると考えます。このため、次期対策でも事業対象地を特定する現地調査の実施が必要と考えます。
56	森林整備を進めていくために、境界を特定するための実行性のある制度を希望する。	同上
57	H30～H39の間で施業要件（概ね15年以上間伐を実施していない山林）を満たしていない山林でも、公益的機能の発揮の観点から可能であれば、対象として欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。対象となる森林については、下草や表土流出の状況等により決定していく必要があると考えます。
58	林業経営が困難な森林については、公有林化を図り、公益的機能を長期的に発揮する針広混交林へ誘導する必要があるのではないか。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。このため、強度間伐や人材育成等の施策を示したところですが、市町村の管理が必要な森林に限って公有林化が必要と考えます。
59	大型トラックが走行できる作業道作設のメニューを作って欲しい。	作業道については、現行の荒廃森林再生事業で、間伐等の森林整備を行うためのアクセス道として、必要に応じて開設されており、次期対策でも必要になると考えます。
60	森林作業道のメニューは継続して欲しい。	同上
61	作業道補修維持管理対策事業を実施して欲しい。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。その強度間伐により発生した間伐材については、必要に応じて搬出する必要があり、そのための作業道作設は補修も含め、必要と考えます。
62	道がない森林については、作業道の設置が必要であり、その設置費、管理費等にも助成できる制度であって欲しい。	同上
63	森林組合作業班の高齢化が進んでいるため、人材育成に取り組んで欲しい。	中間報告において、「公益的機能が発揮できる森林に誘導するため、間伐を実施できる人材の育成等に取り組む」との方向性を示したところです。具体的には、対象森林で将来にわたって森林の公益的機能が発揮できるよう、伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う「自伐林家」を育成し、間伐を繰り返すことで、新たな荒廃森林を発生させないことが必要と考えます。なお、林業従事者の雇用に対する支援については、「緑の雇用」事業等で取り組まれていると考えます。
64	人材育成については、伐採・搬出を行う専門的林業労働力の確保対策をお願いしたい。	同上

【中間報告に沿うものの、最終報告で丁寧な説明が必要な意見 7件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
65	強度間伐はどの程度の間伐率を想定しているのか。	強度間伐の間伐率は、一律ではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて適切に設定する必要があると考えます。
66	切り捨て間伐を行うのであれば、間伐した材を山に放置することになり、大雨等の異常気象の時、土木流等の災害の要因になるのではないのか。	間伐材は、その林地にあった立木を伐採したものです。流木被害は、間伐材だけが流出したというのではなく、異常気象等に伴って、土砂とその上にある立木が流出し、その際に間伐材があれば、一緒に流れ出たものです。このため、切り捨て間伐が被害を拡大させたということはないと考えます。
67	「既に荒廃した森林は、平成29年度までに概ね再生される見込み」とあるが、本当に再生されたのか。	平成20年度から28年度までの9年間に、約24,000haの荒廃森林を整備し、目標の29年度までに所有者自らが間伐するものを含め、概ね再生される見込みです。
68	「70年生まで概ね20年に1度、間伐を実施できる人材の育成」とは、具体的にどのようなものを考えているのか、分からない。	対象森林で将来にわたって森林の公益的機能が発揮できるよう、伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う「自伐林家」を育成し、間伐を繰り返すことで、新たな荒廃森林を発生させないことが必要と考えます。
69	70年生まで概ね20年に1度、具体的に何をするのか。	同上
70	間伐を実施できる人材育成のために、具体的に何をを行うのか。	同上
71	自伐林家を養成しないのか。	同上

【森林環境税の主旨になじまないため、対応すべきでないことを、今後、県民に対して理解を求めていく必要がある意見 14件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
72	強度間伐について、森林所有者にメリットがないため、理解が得られるとは考えにくい。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。
73	強度間伐ではなく、通常間伐を繰り返し行った方が良いのではないのか。	同上
74	強度間伐により、林地攪乱が生じ、災害に弱い森林になってしまうのではないのか。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものです。ただし、一律に間伐率を設定するのではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて、適切な間伐率を決定する必要があると考えます。
75	強度間伐は風災の影響を受けやすいので、薦めたくない。	同上
76	強度間伐実施後に保安林となることについて、森林所有者の理解が得られるか疑問。	強度間伐は、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組として実施するものであり、その事業効果を長期的に担保するために保安林に指定することが必要と考えます。

77	強度間伐実施後に、対象地を保安林に指定することが可能なのか、疑問を感じる。 (境界不明瞭や登記面積との相違等)	強度間伐は、施業区域の境界を明確にした上で実施するため、保安林指定ができなくなることはないと考えます。
78	荒廃森林再生事業で一度間伐を実施した森林も、再度間伐を行うべき。	荒廃森林再生事業で既に間伐を実施した森林については、間伐後概ね20年間は公益的機能を発揮するため、今後10年間では、森林環境税を財源とした施策の対象にならないと考えます。
79	間伐材の有効活用、間伐材を放置することによる土砂災害時の被害拡大防止のための間伐材の搬出も事業対象として欲しい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。
80	間伐材の有効活用を図るべき。	同上
81	木質バイオマス利用材として、未利用材の搬出をお願いしたい。	同上
82	木材利用が可能な森林については、搬出、持ち出し、利用の義務化が必要。	同上
83	荒廃森林をなくすためには、林業を活性化させる必要がある。 木質バイオマス発電を推奨するような補助等を行って欲しい。	同上
84	材の価値を高めるため、高枝打ちを実施して欲しい。	同上
85	森林の管理は、一時的に間伐を実行すれば公益的機能が継続するものではない。 主伐後の地拵え・植栽・下刈りに対して手厚い助成をお願いしたい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 このため、「長期的に機能が発揮できる強度間伐による自然林への誘導や、間伐を繰り返す人材の育成等が必要」との方向性を示したところです。 なお、地拵え、植栽、下刈りに対する支援については、造林補助事業等で取り組まれていると考えます。

### (3) 松くい虫対策

#### 【中間報告に沿った意見 5件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
86	松くい虫駆除及び予防対策は重要な施策であると思う。	松くい虫対策については、これまでの駆除対策（被害木を伐倒し、破碎・焼却等）に加え、次期対策では、予防対策（健全なマツの樹体内での線虫の増殖を防ぐための、薬剤の樹幹注入や、薬剤散布等）に対する支援強化も必要と考えます。
87	駆除対策と予防対策とは、具体的に何をするのか。	同上
88	松くい虫対策は重要であるため、本事業で採択して欲しい。	同上

89	海岸のマツ林については、国有、民有や市町村を区別しない、県内一体化した予防・駆除作業を徹底して継続すべき。	松くい虫対策については、これまでの駆除対策（被害木を伐倒し、破碎・焼却等）に加え、次期対策では、予防対策（健全なマツの樹体内での線虫の増殖を防ぐための、薬剤の樹幹注入や、薬剤散布等）に対する支援強化も必要と考えます。 なお、国有林と民有林の情報共有や連携については、継続した取組が必要と考えます。
90	海岸防風林の松くい虫対策について、下草刈りや腐葉土の除去が必要ではないか。	松くい虫対策については、これまでの駆除対策（被害木を伐倒し、破碎・焼却等）に加え、次期対策では、予防対策（健全なマツの樹体内での線虫の増殖を防ぐための、薬剤の樹幹注入や、薬剤散布等）に対する支援強化が必要と考えます。 なお、定期的な管理となる下草刈りや腐葉土の除去等については、現在の公募事業で対応しており、次期対策でも引き続き実施することが必要と考えます。

#### (4) 竹林対策

##### 【中間報告に沿った意見 7件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
91	侵入竹対策のことが検討されていない。	竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等で取り組まれていると考えます。 なお、荒廃森林に侵入した竹の除去については、現行の荒廃森林再生事業でも実施しており、引き続き行う必要があるのではないかと考えます。
92	侵入竹対策などの放置竹林対策が必要である。	同上
93	侵入竹林の対策に関しては具体的な施策が示されていない。	同上
94	竹の侵入に対する施策も必要であると考えます。	同上
95	侵入竹の除去と竹林整備を実施して欲しい。	同上
96	侵入竹の除去を実施して欲しい。	同上
97	除竹も補助事業の対象として欲しい。	同上

##### 【一般対策で対応済みであることを最終報告に記載し、県民に広く周知することが必要な意見 10件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
98	「林業経営が困難な人工林」だけを、森林の荒廃とするのではなく、「不整備竹林及び森林を駆逐している竹林」も森林の荒廃として記載すべき。	中間報告では、荒廃を招いた全ての要因を記載することは困難なため、「林業経営が困難な人工林」のみの記載としています。 なお、竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等で取り組まれていると考えます。

99	「不整備竹林及び竹林化した森林を 公益的機能の発揮できる森林に誘導」 を施策に追加すべき。	竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的 機能発揮対策交付金等で取り組まれていると考えます。 なお、荒廃森林に侵入した竹の除去については、現行の 荒廃森林再生事業でも実施しており、引き続き行う必要が あると考えます。
100	スギやヒノキの森林だけでなく、竹 林なども対象にすべき。	同上
101	放置竹林対策が入っていないのは納 得できない。	同上
102	放置竹林対策についての記載がな い。	竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的 機能発揮対策交付金等で取り組まれていると考えます。 なお、荒廃森林に侵入した竹の除去については、現行の 荒廃森林再生事業でも実施しており、引き続き行う必要が あると考えます。
103	竹林及び侵入竹の整備についてのメ ニューの充実が必要。	同上
104	侵入竹対策の強化を求める。	同上
105	侵入竹の伐採に加えて、その周辺に 位置する放置竹林の伐採（竹転）事業 を施策に加えてもらいたい。	同上
106	森林機能の回復と県民の意識向上を 図る材料として、竹林を整備し、筍の 収穫や樹種の転換等を進めるべき。	同上
107	竹林を伐採し、樹種転換を行うこと が必要。優良広葉樹への誘導を検討し て欲しい。	同上

## (5) 獣害対策

【一般対策で対応済みであることを最終報告に記載し、県民に広く周知することが必要な意見 9件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
108	「林業経営が困難な人工林」だけを、 森林の荒廃とするのではなく、「シカ による森林の荒廃」も森林の荒廃とし て記載すべき。	中間報告では、荒廃を招いた全ての要因を記載すること は困難なため、「林業経営が困難な人工林」のみの記載と しています。 なお、シカを含めた獣害対策については、県が策定した 「福岡県特定鳥獣（シカ）管理計画」に基づき、鳥獣被害 防止総合対策交付金等が活用され、取り組まれていると考 えます。
109	鳥獣害対策の強化を求める。	シカを含めた獣害対策については、県が策定した「福岡 県特定鳥獣（シカ）管理計画」に基づき、鳥獣被害防止総 合対策交付金等が活用され、取り組まれていると考えま す。
110	シカ対策について記述がない。	同上
111	獣害対策（シカ対策）を本事業で支 援または採択して欲しい。	同上
112	シカの被害が大きいので、対策を望 む。	同上

113	シカの食害対策のネット設置は行うのか。	シカを含めた獣害対策については、県が策定した「福岡県特定鳥獣（シカ）管理計画」に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金等が活用され、取り組まれていると考えます。
114	シカ被害対策が必要である。	同上
115	鳥獣害防護柵維持管理対策事業を実施して欲しい。	同上
116	「シカの食害対策としてのモデル地区を作り、シカの頭数管理の実証実験をする」を施策に追加すべき。	同上

### 3 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策について

#### 【中間報告に沿った意見 7件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
117	将来の担い手を対象とした森林環境教育や、教職者に対する森林教育研修を強化することには大いに賛成する。	中間報告において、「森林の重要性の普及啓発に向け、森林環境教育、安全講習会等、様々な機会・媒体を通じた情報発信を強化する施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。
118	小学校の環境教育は今後とも続けて欲しいと思う。	同上
119	森林インストラクター等の人材育成に活用して欲しい。	現行の森林環境教育や森林教育研修などの情報発信事業では、積極的に森林インストラクターを活用しており、そのことが森林インストラクターの人材育成につながっていると考えます。 このため、次期対策においても、引き続き、森林インストラクターを活用していく必要があると考えます。
120	森林の重要性のみを普及啓発の柱とするのではなく、歴史や文化、スポーツや競技（伐倒等）を一体とした発信を行うべき。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施しているものであるため、歴史や文化等を含めた、森林の重要性を発信することが必要と考えます。
121	森林環境教育の講師派遣件数が少なすぎる。もっと子どもたちが学べる機会の増加が望まれる。	中間報告において、「森林の重要性の普及啓発に向け、森林環境教育、安全講習会等、様々な機会・媒体を通じた情報発信を強化する施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。
122	森林環境教育の活動内容を充実させて、より多くの学校へ広めていくことが重要（1時限の出前講座等の活動内容を増やす）。	同上
123	森林環境税を知らない人が多いため、払う側がどういったことに使われているかを理解できるよう、周知する必要がある。	森林環境税については、県ホームページを通して、県民に広く公開していく予定にしております。 今後も、様々な機会・媒体を通して、県民に森林の重要性や森林環境税の用途について、情報発信する必要があると考えます。

#### 【森林環境税の主旨になじまないため、対応すべきでないことを、今後、県民に対して理解を求めていく必要がある意見 1件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
124	森林づくりボランティアの参加については、森林・山村多面的事業等と融合させることが必要。	森林・山村多面的機能発揮対策は、森林を県民共有の財産として守り育てる気運の向上を主たる目的としたものではないため、森林づくり活動公募事業との融合は困難と考えます。

#### 4 その他

##### 【中間報告に沿うものの、最終報告で丁寧な説明が必要な意見 8件】

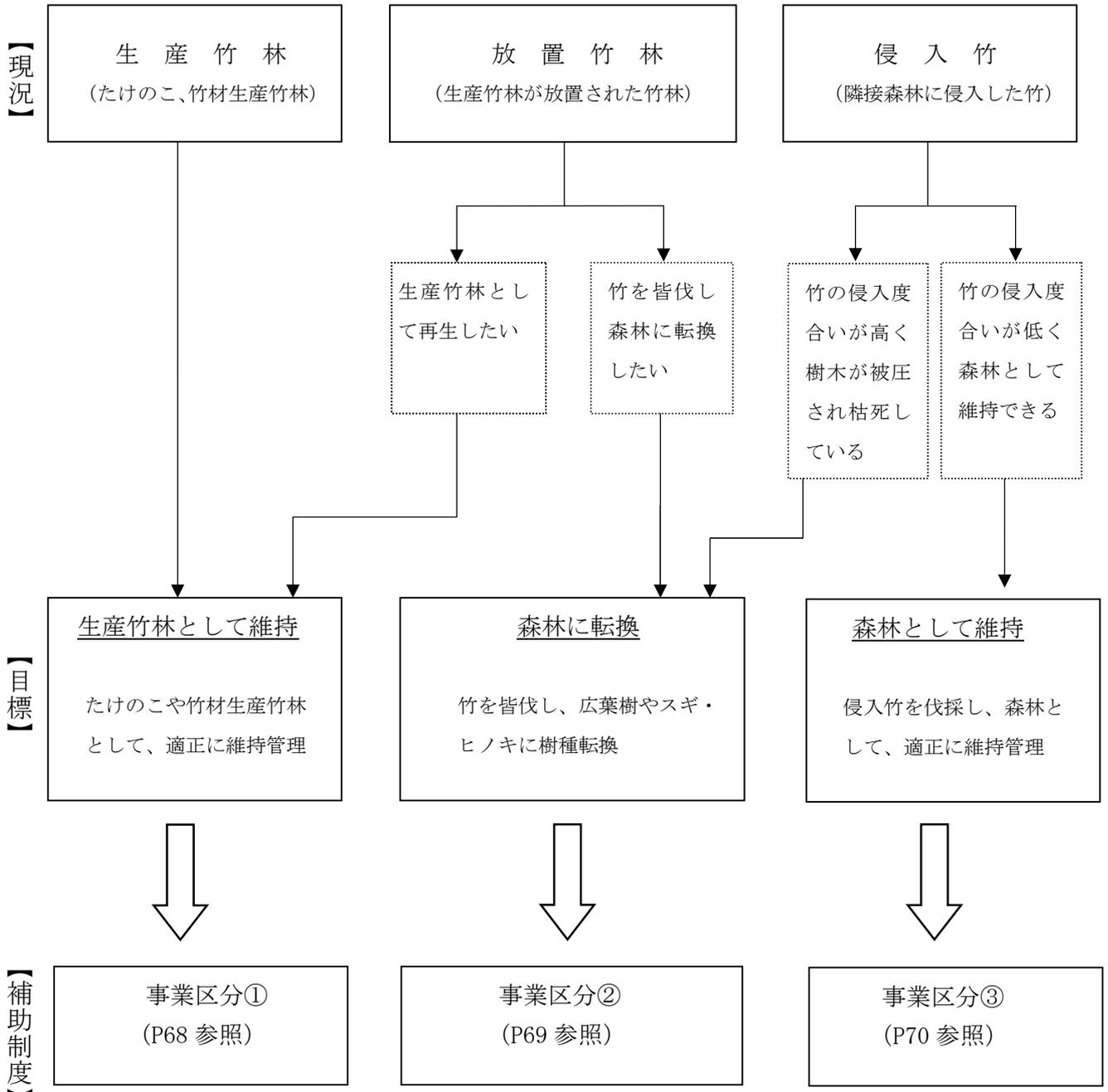
番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
125	少数意見や反対意見も含め、詳細を広く県民に知らせて欲しい。	意見の募集結果については、県民に広く公開する必要があります。
126	中間報告の資料3-1について、主事業だけを記載するのではなく、詳細な事業内容（森林整備面積、間伐・枝打ち・除伐等の内訳及び利用間伐の材積）を記載すべき。	間伐以外の事業についても、内訳が分かるように記載します。
127	これまで行ってきた荒廃森林再生事業の実施状況を記載すべき。	同上
128	中間報告の資料3-2の実施例【概要】に実施年度を記載すべき。 併せて、ドローンや衛星写真等の映像を入れるべき。	ドローンや衛星写真等の画像を入れるのは困難ですが、実施年度は記載します。
129	荒廃森林再生事業のメニューの中の「公的取得」について、どのような山を取得しているのか、記載した方が良い。	事業内容の全てを報告書に記載することは困難ですが、最終報告ではより丁寧な記載が必要と考えます。
130	中間報告P.15の下層植生の変化の図は、説得力があるので、もっと強調すべき。	説明を補足します。
131	中間報告P.28に「自然林は人工林を【人為的】に天然林に導こうとする森林」との記載があるが、意味がよく分からない。	「自然林」とは、「皆伐後の天然更新や、強度間伐後の針広混交林化等により、人為による管理をほとんど必要とせず、公益的機能を発揮する森林」との考え方です。
132	「天然林は、人為による管理を行わないでも、公益的機能を発揮する」とは本当か。	「天然林」とは、人手が加わらない森林で、天然の力によって成立した森林で、人為による管理を行わなくても公益的機能を発揮すると考えます。

##### 【森林環境税の主旨になじまないため、対応すべきでないことを、今後、県民に対して理解を求めていく必要がある意見 1件】

番号	意見の要旨	検討委員会の考え方
133	これまで行政により山中に建設されたコンクリート建造物が引き起こす災害の調査を行うなど、改善に向けた取組をお願いしたい。	森林環境税事業は、県民に広く公平に負担を求めて、公益的機能を発揮させる施策を実施するため効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 このため、コンクリート建造物の調査等を行うことは困難であると考えます。 なお、行政により山中に建設された建造物については、実施主体により適切に維持管理されていると考えます。

○ 森林・林業に係る主な一般対策

1 竹林の整備目標別の補助制度



【事業区分①】 生産竹林として維持

事業名等	内容	事業主体	補助要件	補助率	備考
特用林産基盤整備事業 (県単事業)	たけのこ生産林へ転換するための竹の伐採、整理、施肥、機械器具の導入等	市町村、森林組合、農業協同組合、林業者の組織する団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村費を支出しているもの</li> <li>・1 施行地が概ね 0.05ha 以上</li> <li>・作業路延長が概ね 50m 以上</li> <li>・作業路幅員は 3m 以下</li> <li>・1 路線利用区域が概ね 0.05ha 以上</li> <li>・受益戸数 3 戸以上</li> </ul>	3/10 ～4/10	「機械器具等」は、竹材粉碎機、小型運搬車、炭焼き施設、防獣柵等
特用林産物活用施設等整備事業 (森林・林業再生基盤づくり交付金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産基盤の整備（作業道開設、ほだ場造成ほか）</li> <li>②生産加工・流通施設（施設装置、機械ほか）</li> <li>③獣害対策施設（防護柵ほか）</li> </ul>	市町村、森林組合、農業協同組合、林業者の組織する団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益戸数 5 戸以上</li> <li>・生産加工・流通施設の事業費が 300 万円以上</li> <li>・作業道開設の事業費が 100 万円以上</li> <li>・作業道開設の利用区域が竹 2ha 以上、1 路線の延長概ね 100m 以上</li> <li>・防護柵の事業費が 100 万円以上</li> </ul>	定額  1/2 以内	<p>「施設」は、炭化施設、作業用建物、焼却炉等</p> <p>「機械」は、林内作業車、モノレール、チップパー等</p>
森林・山村多面的機能発揮対策交付金	里山林の景観維持及び竹林整備など、地域住民が協力して行う取組	地域住民が森林所有者や NPO 法人等と合意により設置する民間共同組織（3 名以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動組織と森林所有者との間で利用協定を締結</li> <li>・交付金を受領した年度を含めて 3 年間は活動を継続</li> </ul>	定額  1/2 以内 (資機材購入)	「資機材」は、竹材粉碎機、炭焼き施設、防獣柵等
竹林オーナー制度	都市住民等が竹林のオーナーとなり、管理からたけのこ収穫までの一連の作業を行う制度	市町村、協議会等	—	—	

【事業区分②】 森林に転換

事業名等		内 容	事業主体	補助要件	補助率	備考
造 林 補 助 事 業	公的森林整備事業	人工造林 (竹転)  ※竹の伐採を含む地拵えと竹以外への樹木の植栽	市町村、森林組合、NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行面積 0.10ha 以上</li> <li>・所有者、市町村との3者協定の締結（市町村が事業主体の場合は2者協定）</li> </ul>	市町村 5/10 (実質補助率 45～90%)  森林組合等 4/10 (実質補助率 36～72%)	実質補助率 ・公益的機能別森林等 45～90% ・その他 36～72%
	森林環境保全直接支援事業		市町村、森林組合、森林所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行面積 0.10ha 以上</li> <li>・森林経営計画等策定若しくは、伐採造林届出等</li> </ul>	4/10 (実質補助率 36～68%)	実質補助率 ・森林経営計画等策定 68% ・伐採造林届出等 36%
	美しいもり森林づくり基盤整備交付金		市町村、森林組合、森林所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定間伐等促進計画策定</li> </ul>	1/2	
	県単独事業		市町村、森林組合、森林所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行面積 0.05ha 以上</li> <li>・森林経営計画等策定若しくは、伐採造林届出等</li> </ul>	4/10 (実質補助率 28～56%)	実質補助率 ・森林経営計画等策定 56% ・上記以外の伐採造林届出等 28%  ※クヌギ植栽の場合加算あり（国庫補助も対象）
治山事業 (保安林緊急改良事業)		所有者の責任に問えない原因のために、現況が著しく悪化した保安林の復旧（竹を伐採し他の樹種を植栽）	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象として、人家10戸以上、公共施設等</li> <li>・年度計画400万円以上</li> </ul>	—	
森林・山村多面的機能発揮対策交付金		里山林の景観維持及び竹林整備など、地域住民が協力して行う取組	地域住民が森林所有者やNPO法人等と合意により設置する民間共同組織（3名以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動組織と森林所有者との間で利用協定を締結</li> <li>・交付金を受領した年度を含めて3年間は活動を継続</li> </ul>	定額  1/2以内（資機材購入）	「資機材」は、竹材粉碎機、炭焼き施設、防獣柵等
もり森林づくり活動公募事業 (県単事業)		里山林の保全、活用などの活動	ボランティア団体、NPO団体等	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費が50万円以下の部分は10/10以内</li> <li>・補助対象経費が50万円を超える部分は補助対象経費の1/2以内を加算（ただし、補助金の上限は100万円）</li> </ul>	

【事業区分③】 森林として維持

事業名等		内容	事業主体	補助要件	補助率	備考
造林補助事業	公的森林整備事業	侵入竹の除伐  ※複数年実施の場合は4回目まで支援	市町村、森林組合、NPO等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行面積 0.10ha以上</li> <li>・所有者、市町村との3者協定の締結（市町村が事業主体の場合は2者協定）</li> </ul>	市町村 5/10 (実質補助率 45～90%)  森林組合等 4/10 (実質補助率 36～72%)	実質補助率 ・公益的機能別森林等 45～90% ・その他 36～72%
	森林環境保全直接支援事業		市町村、森林組合、森林所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行面積 0.10ha以上</li> <li>・森林経営計画等策定若しくは、要間伐森林において施業代行者が実施</li> <li>・25年生以下の人工林</li> </ul>	4/10 (実質補助率 36～68%)	実質補助率 ・森林経営計画等策定 68% ・上記以外の要間伐森林 36%
	県単独事業		市町村、森林組合、森林所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行面積 0.05ha以上</li> <li>・25年生以下の人工林</li> </ul>	4/10 (実質補助率 56%)	
治山事業（保育事業）		治山事業施行地の森林の機能が低位な保安林の保育	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既往の治山工事施行地で保育を必要とする箇所</li> <li>・年度計画額 50万円以上</li> </ul>	—	
森林・山村多面的機能発揮対策交付金		里山林の景観維持及び竹林整備など、地域住民が協力して行う取組	地域住民が森林所有者やNPO法人等と合意により設置する民間共同組織（3名以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動組織と森林所有者との間で利用協定を締結</li> <li>・交付金を受領した年度を含めて3年間は活動を継続</li> </ul>	定額  1/2以内（資機材購入）	「資機材」は、竹材粉碎機、炭焼き施設、防獣柵等
荒廃森林再生事業（県単事業）		スギ、ヒノキの人工林に侵入し、荒廃の原因となっている竹の伐採	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行面積 0.10ha以上</li> <li>・所有者と市町村で協定締結</li> </ul>	10/10	伐採竹の有効利用のための搬出も可

## 2 シカ被害防除対策の補助制度

事業名等		内容	事業主体	補助要件	補助率	備考
造林補助事業	森林環境保全整備事業	健全な森林の造成・保全を目的とする鳥獣害防止施設の整備	市町村、森林組合、森林所有者等	・0.1ha以上の森林施業と同時施工	4/10 (実質補助率28~68%)	
	県単独事業			—	4/10 (実質補助率28~56%)	
水源の森森林造成整備事業		造林補助金申請箇所のうち水源の森指定森林への上乗せ補助	市町村、森林組合、森林所有者等	・水源の森指定森林に限る	15%	
県単造林事業(再造林対策)		森林環境保全整備事業のうち再造林に係る鳥獣害防止施設整備への上乗せ補助		・森林環境保全直接支援事業による主伐後の植栽と同時施工	15%	
鳥獣被害防止総合支援事業		鳥獣の生息調査や被害防止技術の導入・実証	地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止計画の作成</li> <li>有害捕獲、被害防除、生息環境管理のうち複数の取組の実施</li> <li>受益戸数が3戸以上(整備事業のみ)</li> </ul>	50% 又は定額	
		被害防止施設や処理加工施設の整備等	地域協議会又はその構成員			

## 3 その他補助制度

補助事業名	補助対象	事業内容の詳細が確認できるURL
造林補助事業	地拵え、植栽、下刈、除伐、枝打、間伐、作業道開設、獣害防護柵設置等に要する経費の助成	<a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/zourinhojo.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/zourinhojo.html</a>
主伐材流通促進事業	主伐に要する経費の助成	<a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shubatu.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shubatu.html</a>
森林・林業再生基盤づくり交付金	高性能林業機械、木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利用促進施設の整備等に要する経費の助成	<a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/keiei/kouzoukaizen/pdf/pannhu.pdf">http://www.rinya.maff.go.jp/j/keiei/kouzoukaizen/pdf/pannhu.pdf</a>
「緑の雇用」事業	新規就業者の確保・育成に要する経費の助成	<a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/kyoyou/03.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/kyoyou/03.html</a>

